

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 22.1.25可決 参議院 1.27総務委員会付託 1.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成21年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成二十一年度一般会計補正予算（第2号）による国税の減額補正に伴い、地方交付税の総額が2兆9,514億7,500万円減少することから、これを補てんするため、平成21年度分の地方交付税の総額の特例として2兆9,514億7,500万円を加算する。
- 二、一の加算額のうち、1兆4,757億3,750万円に相当する額について、平成28年度から平成42年度までの各年度における地方交付税の総額から983億8,250万円をそれぞれ減額する。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 22.1.25可決 参議院 1.27厚生労働委員会付託 1.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、当初の国庫の負担に加え、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、3,500億円を負担しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国庫負担に関する改正
 - 1 国庫は、平成21年度における求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。）に要する費用の一部に充てるため、附則第13条第1項に規定する額のほか、3,500億円を負担する。
 - 2 雇用保険の国庫負担については、平成22年度中に検討し、平成23年度において、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。
- 二 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成22年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、平成22年度における公債の発行の特例
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成22年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成22年度一般会計予算において37兆9,500億円）の範囲内で、公債を発行することができる。
- 二、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

平成22年度において、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、4兆7,541億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

三、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成22年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、3,500億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

四、食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れ

平成22年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同勘定から、104億6,835万4,000円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

五、その他

- 1 この法律は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律における財政投融资特別会計からの繰入れの特例に係る規定の平成22年度における適用に係る所要の改正を行う。
- 3 国民年金法等の一部を改正する法律等における基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例に係る規定の平成22年度における適用に係る所要の改正を行う。

【平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】(22.3.24財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成22年度予算は、税収を公債金収入が上回るという事態となっており、我が国財政の先行きに対する懸念が強まっていることにかんがみ、早急に中期的な経済・財政の展望を示すとともに、具体的な数値目標を盛り込んだ財政健全化の戦略を講ずべく努力すること。
- 一 今後の予算編成に当たっては、特別会計の積立金・剰余金に過度に依存することなく、できる限り恒久的な財源の確保を図ること。また、国債に対する信認を確保していくことの重要性を認識しつつ、節度ある国債発行に努めるとともに、公債の安定消化に向けた一層の取組みを行うこと。
- 一 少子高齢化やグローバル化といった社会経済構造の変化を踏まえ、安心できる福祉社会や持続的な経済社会の実現、中長期的な財政健全化、地球温暖化問題への対応など我が国が直面する諸課題を解決するため、所得・消費・資産など税体系全般にわたる税制の見直しを行うこと。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 22.3.16可決 参議院 3.17法務委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を65人増加し1,782人に、判事補の員数を20人減少し1,000人に、それぞれ改める。
- 二、この法律は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、判事補の員数は、平成22年9月30日までの間においては、1,020人とする。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 22. 3. 16修正議決 参議院 3. 19文教科学委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校の授業料を不徴収とするとともに、私立高等学校等の生徒等に対して高等学校等就学支援金を支給し、授業料の一部を助成しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 この法律において「高等学校等」とは、高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）並びに専修学校及び各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものを含む。）をいうものとする。
- 2 この法律において「公立高等学校」とは、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいうものとする。
- 3 この法律において「私立高等学校等」とは、公立高等学校以外の高等学校等をいうものとする。

二、公立高等学校に係る授業料の不徴収

- 1 公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでないものとする。
- 2 国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、公立高等学校基礎授業料月額を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付するものとする。

三、高等学校等就学支援金の支給

- 1 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、私立高等学校等に在学する生徒等で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等における就学について支給するものとする。
- 2 1に規定する者が、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する私立高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事等に対し、就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないものとする。
- 3 就学支援金は、2の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る私立高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1月につき、授業料の月額に相当する額（その額が政令で定める支給限度額を超える場合は支給限度額）とするとともに、保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものには、支給限度額に政令で定める額を加えるものとする。
- 4 3の支給限度額は、公立高等学校基礎授業料月額その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 5 都道府県知事等は、受給権者に対し、就学支援金を支給するものとする。
- 6 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。
- 7 国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付するものとする。

ること。

四、この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする修正が行われた。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案(閣法第6号)

(衆議院 22.3.16修正議決 参議院 3.17厚生労働委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成22年度において、子どもを養育している者すべてに対し、子ども1人につき月額1万3,000円の子ども手当を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子ども手当は、中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等が、日本国内に住所を有する場合に支給する。
- 二 子ども手当の額は、1月につき、1万3,000円に受給資格者に係る子どもの数を乗じて得た額とする。
- 三 市町村長は、受給資格及び子ども手当の額について認定を行い、子ども手当を支給する。
- 四 子ども手当は、平成22年6月及び10月並びに平成23年2月にそれぞれの前月までの分を、同年6月に同年2月分及び3月分を、それぞれ支払う。
- 五 子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方自治体及び事業主が負担し、それ以外の費用については国が負担する。ただし、公務員に係る子ども手当の支給に要する費用については所属庁が負担する。
- 六 子ども手当について、差押禁止等の受給権の保護、公租公課の禁止、子ども手当を市町村に寄附することができる仕組みの創設その他の必要な措置を講ずる。
- 七 この法律は、一部を除き平成22年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、次の内容を規定する修正が行われた。

- 一 政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 二 政府は、平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 22.3.26可決 参議院 3.29厚生労働委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して経過的に講じられている利用者負担の軽減措置について、平成22年3月31日までとされている期間を当分の間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

【附帯決議】(22.3.31厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、いわゆる認知症高齢者グループホーム等における悲惨な火災事故が後を絶たないことを深刻に受け止め、小規模な事業所に対するスプリンクラー設置費用の助成等を含め、防災体制の強化・拡充を図ること。なお、軽費老人ホーム等についても早急に実態を点検し、防災体制を講ずること。
- 二、42万人にも上る特別養護老人ホームの入所待機者を解消するため、現在実施している交付金事

業等に加え、更なる施設整備に対する助成、既存施設の転用などあらゆる政策手段を駆使した措置を検討すること。

右決議する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 22.3.25可決 参議院 3.26厚生労働委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 雇用保険法の一部改正

一 一般被保険者の適用範囲の拡大

一般被保険者の適用範囲を拡大し、週の所定労働時間が20時間以上であって31日以上雇用見込みの者については、雇用保険の適用対象にする。

二 特例対象者に係る特例

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者について、2年以上前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、現行制度において遡及可能な2年を超えて遡及して適用できる。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 特例納付保険料の納付等

第一の二の対象となった者を雇用していた事業主が、保険関係成立の届出を行っていなかった場合には、保険料徴収時効である2年経過後においても、保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨する。

二 雇用保険率に関する暫定措置

平成22年度の雇用保険二事業の保険料率は、弾力変更の規定を適用せず、1000分の3.5とする。

第三 特別会計に関する法律の一部改正

雇用勘定積立金について、雇用安定事業費の支弁に必要な場合、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができ、後日繰り入れ金額総額を積立金に組み入れるとの暫定措置を講ずる。

第四 施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第一の二及び第二の一については、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 22.3.30可決 参議院 3.30国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として行われる国土調査について、これを一層促進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土調査促進特別措置法の一部改正

1 平成21年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成22年度を初年度とする計画を策定する。

2 国土調査事業十箇年計画の対象となる国土調査事業として国の機関又は都道府県が実施する基本調査に、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を追加する。

二、国土調査法の一部改正

国土調査の円滑化等を図るため、事業主体たる都道府県又は市町村が、一定の要件を満たす法人に、国土調査に係る調査、測量等を委託することができることとする。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行する。

【附帯決議】(22.3.31国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、新たに策定する国土調査事業十箇年計画においては、実効性ある具体的な指標を示すとともに、毎年度の進捗状況の公表や中間年での計画の見直しを行うこと。

また、国土調査事業に係る所要の予算の確保に努めること。

二、国と地方の管理を問わず、官民境界確定に関しては、地理空間情報活用推進基本法における基盤地図情報の整備についての国の役割を踏まえ、適切に対処すること。

三、地籍調査の推進のため民間委託の積極的な活用を図ること。また、民間委託に当たっては、公正・透明な制度運用に十分留意するとともに、制度の悪用を防止するよう努めること。

四、不動産登記のほか、固定資産税、林政、公共事業等の関係部局との緊密かつ適切な連携により、国土調査の一層の推進を図ること。

五、国民の国土調査への理解と協力を一層得られるよう、より効果的な周知徹底に努めること。
右決議する。

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第10号)

(衆議院 22.3.25可決 参議院 3.26国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国が管理する道路、河川等の維持管理に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、砂防法等関係法律の整備を行うとともに、平成22年度に限った負担金の特例措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の直轄事業に係る都道府県等の負担金の廃止

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、砂防法、道路の修繕に関する法律、道路法、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法、高速自動車国道法、共同溝の整備等に関する特別措置法、河川法及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法の整備を行う。

二、負担金の平成22年度の特例

- 1 災害による危険な状況に対処するために速やかに施行することを要する砂防設備に係る工事については、平成22年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担する。
- 2 安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要がある道路を構成する施設又は工作物に係る特定の事業については、平成22年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担する。
- 3 災害の発生を防止し、又は流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要がある河川管理施設に係る工事又は河川の管理のための設備の更新については、平成22年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担する。

三、施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 22. 4. 27可決 参議院 4. 27国土交通委員会付託 5. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅵの改正に対応するため、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う一定のタンカーに船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示、当該貨物油の積替えの際の事前通報等を義務付けるとともに、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、低水温下で重質油が滞留することによる海洋汚染を特に防止することが必要な海域(南極海域)において、重質油の積載を禁止する。
- 二、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替え(以下「船舶間貨物油積替え」という。)が油流出事故の危険性の高い作業であることから、当該作業を行う一定の総トン数以上のタンカーに対して、船舶間貨物油積替作業手引書の備置き等を義務付ける。
- 三、船舶間貨物油積替えを行うタンカーの船長は、あらかじめ海上保安庁長官に通報しなければならないこととし、油流出のおそれがある場合には、海上保安庁長官は、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更等を命ずることができる。
- 四、窒素酸化物放出規制について、規制対象原動機の範囲を拡大するとともに、試験等の用に供される原動機を適用除外とする。
- 五、燃料油中の硫黄分濃度の規制について、試験等の用に供される船舶で使用する場合及び基準に適合した燃料油を入手できない場合は適用除外とする。
- 六、船舶で使用する燃料油の基準が厳しい海域(北海海域又はバルティック海海域)に入域する際に燃料油を変更しなければならない船舶に対する燃料油変更作業手引書の備置き義務を新設する。
- 七、原油タンカーに対する揮発性物質放出防止措置手引書の備置き義務等を新設する。
- 八、国際航海に従事する一定の総トン数以上の船舶に対するオゾン層破壊物質を含む設備の一覧表の備置き及びオゾン層破壊物質記録簿の備付け義務等を新設する。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、平成22年7月1日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 22. 3. 16可決 参議院 3. 17外交防衛委員会付託 3. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ベナン日本国大使館の位置を改正する。
- 二、在コタキナバル日本国総領事館を廃止する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、外務公務員の研修員手当の号を追加する。
- 五、この法律は、平成22年4月1日から施行する。ただし、在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22. 3. 25外交防衛委員会議決)

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められているのは、国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸問題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の改革が強く求められる。他方、国内においては、依然として財政事情が厳しく、経済も苦境に直面しており、在外職員に支給される在勤手当など、在外公館に係る様々な経費についても、国民から厳しい視線が注がれている。外交体制強化等への取組に際しては、こうした国内事情を重く受け止め、国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、我が国の外交力強化の観点から、外交の最前線基地である在外公館の重要性にかんがみ、我が国の国益、相手国との相互主義等を踏まえつつ、戦略的に大使館の実館化を進めること。あわせて、国際的な影響力が高まりつつある新興諸国等における我が国の在外公館の体制強化に努めること。
 - 二、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態の際、在外邦人に対して迅速かつきめ細やかな支援を行えるよう、情報の日常的な提供・共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。
 - 三、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館にかかわる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。
 - 四、在勤手当については、各任地の事情を勘案するとともに、民間企業や諸外国の外交官の給与・手当の水準、為替・物価の変動など客観的な基準を踏まえ、必要に応じて全般にわたる見直しを行うこと。見直しに際しては、国内の財政事情及び外交活動を推進する上での必要性の双方を考慮し、適切な額を算出すること。なお、外務省が平成22年度に実施する各地の生計費調査の結果及びその在勤基本手当等への反映状況については、国会に対して十分な報告を行うこと。
 - 五、国際社会のグローバル化による海外渡航者や在外邦人の増加に伴って領事業務の重要性が高まっているにかんがみ、邦人の活動環境を向上させるため、国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。
 - 六、外務省においては、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。
 - 七、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。
 - 八、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。
- 右決議する。

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、内閣官房に国家戦略局を、内閣府に行政刷新会議及び税制調査会をそれぞれ設置するとともに、国家戦略官等の新たな政治任用職を設けようとするものである。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

- 1 年齢16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除（現行38万円）を廃止する。
- 2 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（現行25万円）を廃止する。

二、法人課税

- 1 100%グループ内の内国法人間で行う一定の資産の移転について、譲渡損益の計上を繰り延べる等、資本に係る取引等に係る税制を整備する。
- 2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度（いわゆる「一人オーナー会社課税制度」）を廃止する。

三、国際課税

- 1 外国子会社合算税制について、企業実体のある統括会社の所得を合算課税の対象外とする一方、資産性所得を新たに合算課税の対象とする等の見直しを行う。
- 2 租税条約及び行政取極の相手国に対し、租税に関する情報提供ができる旨の規定を整備する。

四、資産課税

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、所得制限（合計所得金額が2,000万円以下の者）を付した上で、非課税限度額（現行500万円）を、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に引き上げる。

五、消費課税

- 1 揮発油税等に係る10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準（地方揮発油税と合わせて1リットルにつき53.8円）を維持する。ただし、指標となるガソリン価格の平均が、連続3月にわたり、1リットルにつき160円を超えることとなった場合には、燃料課税の本則税率（地方揮発油税と合わせて28.7円）を上回る部分の課税を停止する等の措置を実施する。
- 2 自動車重量税については、グリーン化を行いながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担を軽減する。
- 3 たばこ税について、平成22年10月1日から、税率をたばこ1本当たり1.75円（国・地方合わせて3.5円）引き上げる。

六、市民公益税制

所得税の寄附金控除の適用下限額を2,000円（現行5,000円）に引き下げる。

七、納税環境整備

所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限を10年（現行5年）に引き上げるなど、罰則を見直す。

八、その他

- 1 情報基盤強化税制の廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図る。
- 2 中小企業投資促進税制等の企業関係の租税特別措置の適用期限を延長するなど、所要の措置を講ずる。

九、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成22年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成22年度の租税減収見込額は、約394億円である。

【附帯決議】（22.3.24財政金融委員会議決）

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）と同一内容の附帯決議が行われている。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（閣法第15号）

（衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.24本会議可決）

【要旨】

本法律案は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対象とする租税特別措置

租税特別措置法に規定する措置のうち、特定の政策目的の実現のために設けられたものとする。

二、適用実態調査の実施等

- 1 租税特別措置のうち法人税法の特例である法人税関係特別措置（減収効果のあるもの）の適用を受ける法人は、平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から、適用額明細書（各法人税関係特別措置の内容、適用額等を記載した一覧表）を法人税申告書に添付しなければならない。
- 2 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書の記載事項を集計し、措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用実態を調査する。
- 3 2のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用実態を調査する必要があるときは、税務署長に提出される調書等を利用できるほか、行政機関等に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

三、報告書の作成と国会への提出等

- 1 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置ごとの適用者数及び適用総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額等を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならない。この報告書は、翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする。
- 2 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により得られた情報の提供を求めることができる。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成22年4月1日から施行する。

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(閣法第16号)

(衆議院 22.5.18可決 参議院 5.19国土交通委員会付託 5.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚（以下「排他的経済水域等」という。）が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、これらの保全及び利用の促進を図るため、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全、並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本計画の策定

政府は、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線（干潮時の海面と陸地とが接する線）の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならない。同計画には、低潮線の保全及び特定離島（後掲三）における拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、拠点施設の整備の内容等を定める。

二、低潮線保全区域の指定及び行為規制

- 1 排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを低潮線保全区域として指定する。
- 2 低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為を規制する。

三、特定離島の指定及び特定離島港湾施設の建設等

- 1 地理的条件、施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定する。
- 2 一の基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設（特定離島港湾施設）の建

設、改良及び管理は、国土交通大臣が行うこととするとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等の港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為を規制する。

四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.24本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人住民税の改正

平成24年度分の個人住民税から、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除を廃止するとともに、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止する。

二、自動車関連諸税の改正

1 軽油引取税については、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持するほか、揮発油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する等の措置を創設する。

2 自動車取得税については、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持する。

3 自動車重量譲与税については、自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じることのないよう、譲与割合を3分の1から1000分の407に引き上げる。

三、地方たばこ税の改正

道府県たばこ税については1,000本につき430円、市町村たばこ税については1,000本につき1,320円、税率をそれぞれ引き上げる。

四、地方税における税負担軽減措置等の透明化に関する措置の創設等

1 地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を作成し、国会へ提出する。

2 税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行う。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成22年4月1日から施行する。なお、三の改正は平成22年10月1日から、一の改正は平成24年1月1日から、四の1の改正は平成24年4月1日から、それぞれ施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.24本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 平成22年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額等及び交付税特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額を控除した額に、雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために1兆4,850億円を加算した16兆8,935億円とする。

2 平成22年度に予定されていた交付税特別会計における借入金の償還を平成28年度以降に繰り延べるとともに、平成23年度から平成37年度までの間における国の一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。

- 3 平成22年度における措置として「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を設けるほか、平成22年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

二、地方財政法の一部改正

- 1 公営競技を施行する地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長する。
- 2 平成22年度に限り、地方財政法第5条の規定による地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債（臨時財政対策債）を起こすことができる旨の特例を設ける。
- 3 地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置を3年間延長する。

三、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充する。

四、施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 22.5.25可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 22.3.23可決 参議院 3.24総務委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を10年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定等を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名及び目的の改正

法律の題名を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、目的の「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」を「自主的な市町村の合併の円滑化」に改める。

二、市町村合併推進のための措置の廃止

- 1 総務大臣が市町村の合併を推進するための基本指針を定め、当該指針に基づき都道府県が市町村の合併の推進に関する構想を定めることとする等の合併推進に向けた国、都道府県による関与を廃止する。
- 2 合併後の市となるべき要件は人口3万以上を有することとする特例を廃止する。

三、合併の障害を除去するための措置等に関する事項

- 1 自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう、地方税に関する特例や議会の議員の在任に関する特例等のほか、合併協議会設置に係る住民発議・住民投票や合併特例区等の制度を存置する。
- 2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、合併年度及びこれに続く5年度については、合併前の合算額を下らない額とし、その後5年度については、激変緩和措置を講ずる。

四、法律の有効期限の延長等

- 1 法律の有効期限を平成32年3月31日まで延長する。
- 2 改正法の施行期日を平成22年4月1日とする。ただし、法律の有効期限に関する規定につい

ては、公布日施行とする。

【附帯決議】(22.3.25総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、法の目的が市町村の合併の推進から自主的な市町村の合併の円滑化に改められたことを踏まえ、関係制度の適正な運用に努めるとともに、自主的な合併を選択する市町村に対して必要な支援を行うこと。
 - 二、近年、市町村合併が政策的に推進されてきた経緯を勘案し、合併市町村の行財政運営や住民参加、住民サービスの状況を引き続き調査・分析し、合併市町村が新たなまちづくりや地域の活性化に取り組むことができるよう必要な措置を講ずること。
 - 三、市町村合併の進展を踏まえ、市町村が住民に最も身近な地方公共団体として更に自立性を高めるため、市町村への適切な財源移譲を伴う権限移譲を積極的に推進するとともに、自主財源の充実等地方税財政制度の確立に向け、地方との誠実な協議を行うこと。
 - 四、事務の適切かつ効率的な処理のための広域行政の在り方や市町村合併を選択することが困難な小規模市町村における事務執行の在り方などについて、引き続き検討を進めること。
- 右決議する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 22.4.16可決 参議院 4.27総務委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、財産的基礎等

独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないものとする。

二、中期計画

中期計画において定めるべき事項として、不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産の処分に関する計画を加えるものとする。

三、不要財産に係る国庫納付等

- 1 独立行政法人は、政府からの出資又は支出に係る不要財産又はその譲渡収入額を、遅滞なく、国庫に納付するものとする。
- 2 独立行政法人は、1による国庫納付をした場合は、その不要財産が政府出資に係るものであるときは、その納付に係る額により資本金を減少するものとする。

四、不要財産に係る民間等出資の払戻し

- 1 独立行政法人は、民間等出資に係る不要財産については、出資者に対し、出資額の持分の払戻し請求をすることができる旨を催告しなければならないものとする。
- 2 独立行政法人は、1による請求があったときは、遅滞なく、民間等出資に係る不要財産又はその譲渡収入額のうち払戻しを請求された持分を出資者に払い戻すものとする。
- 3 独立行政法人は、2による払戻しをした持分の額により資本金を減少するものとする。

五、施行期日等

- 1 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 本法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 22.3.23可決 参議院 3.24財政金融委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、水際取締り強化等のための罰則水準の見直し及び認定事業者制度の整備を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暫定関税率等の適用期限の延長等

平成22年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。

二、水際取締り強化等のための罰則水準の見直し

輸出してはならない貨物を輸出する罪、輸入してはならない貨物を輸入する罪、輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪、関税を免れる等の罪及び密輸貨物の運搬等をする罪に係る罰則水準を引き上げる。

三、認定事業者制度の整備

保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出に係る規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成22年4月1日から施行する。

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 22.3.23可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化を始めとした地球環境問題の解決に向け我が国として貢献するため、株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することを追加するものである。

【附帯決議】(22.3.30財政金融委員会議決)

- 一 我が国の優れた技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての輸出、又は、これらが活用される海外におけるインフラ等の事業については、先進国、途上国を問わず、国際協力銀行がこれを積極的に支援し、我が国経済の成長に更なる貢献をするよう国際協力銀行の機能を整備すること。
- 一 地球環境保全に加え、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を適切に果たすため、目的遂行のための信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう、国際協力銀行の在り方について検討を加えること。
- 一 今後の国際協力銀行の在り方の検討に当たっては、民業補完の観点に立って、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合の効果、統合された各業務の役割・機能等について十分な検証を行うこと。

右決議する。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 22.3.25可決 参議院 3.29農林水産委員会付託 4.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新たな農業技術の普及、水田の汎用化を通じた麦・大豆の生産振興、農業の六次産業化に向けた生産・加工・流通における取組の強化等を進めるための金融支援の充実を図るとともに、国の厳しい財政事情を踏まえ、国の財政資金の有効活用を図りながら、民間資金の更なる融通円滑化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業改良資金助成法の一部改正

- 1 題名を農業改良資金融通法に改めることとする。
- 2 農業改良資金の貸付主体について、現行の都道府県から、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）に変更することとする。
- 3 農業改良資金の貸付原資について、現行の国及び都道府県が供給する方式から、公庫が自ら調達する方式に改めることとし、国は、公庫が農業改良資金を貸し付ける際に利子補給を実施することとする。
- 4 農業改良資金の貸付けが担保又は保証人等に過度に依存せず柔軟に行われるよう、現行の担保又は保証人の設定を義務付ける規定等を廃止することとする。

二、農業経営基盤強化促進法の一部改正

農用地の利用集積に寄与する農用地の改良事業等に必要な無利子の資金（担い手育成農地集積資金）の貸付原資について、現行の国が供給する方式から、公庫が自ら調達する方式に改めることとし、国は、公庫が同資金を貸し付ける際に、利子補給を実施することとする。

三、農業信用保証保険法の一部改正

銀行等民間金融機関からの農業資金の円滑な融通が行われるよう、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象金融機関（現行では農協系統金融機関に限定）について、銀行その他の金融機関で政令で定めるものを追加することとする。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（22.4.1農林水産委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、公的資金及び民間資金を有効に活用しつつ、農業経営の改善を図る際に必要となる資金が円滑に融通されるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 公的資金及び民間資金を有効に活用した農業経営に関する金融上の措置は、農業者等の自主的な判断を尊重した重要な支援措置であることを十分認識し、使いやすさ、分かりやすさを旨として、制度の運用に当たること。特に、無利子資金に対する需要の増大が見込まれることから、その借入れに際し様々な制約が付け加えられることのないよう、利用者にとって借りやすい環境整備を図ること。

二 新制度が十分に活用されるよう、農業者、都道府県、関係金融機関等に対し、制度改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

また、農業経営に必要な農業者の資金ニーズに応じた確かつ円滑に融通されるとともに、資金融通後において着実な経営改善が図られるよう、普及指導センター等をはじめとする関係機関の緊密な連携による支援活動を推進すること。

三 見直し後の農業改良資金の貸付けに当たっては、貸付主体となる株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）並びに農業改良措置の認定主体である都道府県による緊密な連携体制を構築し、借入れ窓口等において農業者等にとって親身になった対応が行われるよう、相談・窓口の充実を図るなど農業者等の資金需要へきめ細やかに対応すること。

また、災害その他やむを得ない理由により貸付金の償還が困難であると認められる場合には、公庫がその償還金の支払いの猶予を行うよう、所要の措置を講ずること。

四 農業改良資金における担保・保証人の義務付けの廃止は、借入れに対して相当の改善になるものの、それに見合うだけの経営資料の整備等の諸条件が加えられる懸念があることから、借入れに係る諸手続及び書類作成の面でも改善が図られるよう、特段の配慮を行うこと。

五 「当分の間」実施するとされている担い手育成農地集積資金については、食料自給率向上に資する農用地の改良又は造成の推進に果たしてきた役割を検証し、制度上の位置付けの明確化に向けた検討を進めること。

六 銀行等を融資保険の対象にすることについては、融資額に伴う交付金負担を適切なものとし、そのための規程の整備を行うなど、独立行政法人農林漁業信用基金の事業運営にいささかも影響

を与えないように万全の措置を講ずること。

七 農業関係者に対する信用保証保険制度等については、今後より一層、農業特有のリスクにも配慮しつつ、事業者の多様なニーズへの対応や利用者の利便性向上が図られるよう、関係省庁が一体となって、制度相互間の連携の強化など必要な見直しを行うこと。

八 農林漁業者の所得の増大を図る観点から、農林水産物に係る地産地消や販路拡大、付加価値向上などの取組を強化するため、制度金融の更なる充実・強化を図ること。その際、無利子資金である林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金等の在り方について、利用者の利便性の観点から、検討を進めること。

右決議する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 未了)

【要旨】

本法律案は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置するとともに、農林水産省の業務全般について業務監察、行政評価等を行う農林水産行政監察・評価本部を特別の機関として設置するほか、農林水産技術政策の企画・立案等に関する事務を農林水産省の内部部局に移管し、農林水産技術会議を廃止するなどの組織体制を整備しようとするものである。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 22. 4. 13可決 参議院 5. 19外交防衛委員会付託 未了 ※)

※22. 6. 1 外交防衛委員会可決

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めるものであり、その内容は次のとおりである。

一、自衛官の定数のうち、海上自衛官を45,518人(32人の減員)、航空自衛官を47,123人(5人の減員)、共同の部隊に所属する自衛官を1,198人(39人の増員)及び情報本部に所属する自衛官を1,907人(2人の減員)とし、その総計は247,746人(増減なし)を維持する。

二、即応予備自衛官の員数を8,479人(12人の増員)とする。

三、本法律は、平成23年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等にかんがみ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業について、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定しようとするものである。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 22. 4. 15修正議決 参議院 4. 16厚生労働委員会付託 5. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険事業の広域化等支援方針の策定、国民健康保険の財政基盤の強化、全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率の見直し、後期高齢者医療の保険料に係る負担軽減等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民健康保険法の一部改正

- 一 所得の少ない者の数に応じて市町村を財政的に支援するための制度、高額な医療費に対して国及び都道府県が補助する事業及び一定の額以上の医療費を市町村が共同で負担する事業について、平成25年度までの間、継続する。
- 二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針を定めることができる。
- 三 国民健康保険の保険料等の滞納により世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合においては、その世帯の高校生世代の被保険者に対して有効期間を6月とする短期被保険者証を交付する。

第二 健康保険法の一部改正

全国健康保険協会管掌健康保険に対する国庫補助率について、平成24年度までの間は、1000分の164とするとともに、同期間については、毎事業年度における財政の均衡に係る特例を設ける。

第三 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

- 一 被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金について、平成24年度までの間、その額の3分の1を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じたものとする。
- 二 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して課する保険料の減額措置について、当分の間、市町村及び都道府県が行う財政措置を延長するとともに、都道府県に設置する財政安定化基金について、当分の間、これを取り崩して保険料率の増加を抑制するために充てることができるようにする。

第四 施行期日

この法律は、公布の日(衆議院修正)から施行する。ただし、第一の三、第二のうち国庫補助率に関する規定及び第三の一については、平成22年7月1日から施行する。

【附帯決議】(22. 5. 11厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずること。

- 一、後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金負担によって、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成24年度までの間、継続し、かつ更に充実すること。
- 二、国民健康保険制度については、広域化等支援及び適切な財政支援を行うこと。
- 三、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を充実すること。

右決議する。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 22. 5. 20可決 参議院 5. 20厚生労働委員会付託 5. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現在、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、当該家

庭の生活の安定と自立の促進を図るため、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父に児童扶養手当を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 支給要件

母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の父を新たに児童扶養手当の支給対象とする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き平成22年8月1日から施行する。
- 2 この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。
- 3 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(22.5.25厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、配偶者からの暴力、配偶者の児童に対する虐待等の原因により別居し、事実上の離婚状態にある世帯において児童を養育する母又は父に対し児童扶養手当が適切に支給されるよう、制度の運営の在り方について検討すること。

二、公的年金等の受給者に対する児童扶養手当の支給制限については、児童が育成される家庭の所得水準等をも考慮し、公的年金と児童扶養手当それぞれの趣旨を踏まえつつ、その在り方について検討すること。

なお、障害基礎年金について、受給後に有した子に係る加算制度が設けられたことにより、これまで支給されていた児童扶養手当が支給されなくなる場合があること等を踏まえ、受給世帯に不利な取扱いとならないよう、運用の改善等適切な措置を講ずること。

三、ひとり親家庭の父又は母の就労支援策については、職業訓練の充実を図り、求職中の生活の安定のための支援を検討するとともに、母子家庭の母の雇入れ及び常用雇用化の促進等自立支援に向けた取組を積極的に推進すること。また、ひとり親家庭の収入や就業の状況、就業支援策の実施状況等について定期的に調査を行い、その都度結果を公表すること。

右決議する。

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案(閣法第30号)

(衆議院 22.5.18可決 参議院 5.19経済産業委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品を開発し、及び製造する事業の重要性が増大していることにかんがみ、これらの事業の実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講ずることにより、当該事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「エネルギー環境適合製品」を、次のように定義する。

- 1 非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るため、又は燃料を製造するために用いられる機器、装置又は設備であって、電気若しくは熱を得ること又は燃料を製造することを効率的に行うことができるものとして主務大臣が定めるもの
- 2 機械類であって、エネルギーの消費量との対比におけるその性能の向上の程度が高いと認め

られるものとして主務大臣が定めるもの

- 3 機械類であつて、その使用に際してのエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が低いと認められるものとして主務大臣が定めるもの
- 4 専ら1から3までに掲げる製品に使用される主要な部分品として開発され、又は製造される物として主務大臣が定めるもの
- 5 専ら1から3までに掲げる製品とともに使用するために開発され、又は製造される機械類であつて、当該製品の使用に必要なものとして主務大臣が定めるもの

二、資金調達の円滑化

エネルギー環境適合製品の開発・製造を行う事業のうち、技術革新の進展に即応した高度な産業技術を利用することにより、技術の水準の著しい向上又は新たな事業の創出をもたらすことが見込まれるものその他の我が国産業活動の発達及び改善に特に資する特定事業を行うものとして、主務大臣から事業計画の認定を受けた事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関を通じた低利かつ長期の資金供給が可能となる制度を創設する。

三、需要の開拓

中小企業等によるリース契約を用いたエネルギー環境適合製品の利用促進のため、経済産業大臣が指定する需要開拓支援法人が当該リース契約についての保険引受けを行う新たな保険制度を創設する。

四、国の責務

国は、エネルギー環境適合製品に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとともに、エネルギー環境適合製品の開発又は製造の事業を行う者に対して、必要な施策を総合的に推進するように努める。

五、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいてこの法律の廃止を含めて見直しを行う。

【附帯決議】（22.5.20経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 低炭素関連産業は今後の我が国の経済成長にとって不可欠な分野であることにかんがみ、株式会社日本政策金融公庫による低利・長期の資金供給については、民間の積極的な投資を誘引するための方策を併せて講じるとともに、当該制度の利用状況を勘案しつつ、今後も追加的な予算措置を検討すること。
- 二 主務大臣が定める基本方針においてはエネルギー環境適合製品の開発・製造に係る特定事業を認定するための明確な基準を定めるとともに、特定事業計画の認定に当たっては、当該事業の経済波及効果や雇用創出効果が国内において十分に発揮されるよう配慮すること。
- 三 中小企業におけるエネルギー環境適合製品の積極的なリース利用を促進するため、新たに創設されるリース保険制度の周知徹底に努めるとともに、借り手側にインセンティブとなる施策を積極的に講じることによって当該制度の実効性を高めること。
- 四 リース保険制度の運用に当たっては、需要開拓支援法人の経営基盤の安定がエネルギー環境適合製品の普及の前提となることにかんがみ、その財政状況に十分注視するとともに、新たな天下り先機関との批判を受けないよう適正なガバナンスの確立・維持に努めること。
- 五 低炭素社会の実現は、地球環境の保全のみならず我が国経済の発展にも資することを踏まえ、低炭素関連産業における中小企業の育成など、エネルギー環境適合製品の開発・製造を促進するためのさらなる施策を検討すること。

右決議する。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 22.5.20可決 参議院 5.21経済産業委員会付託 5.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化し、資源・エネルギーの安定的な供給を確保することの重要性がより一層増していることにかんがみ、我が国企業による資源確保の支援を強化するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）について、金属鉱物の採掘権等の買収に係る出資業務及び政府保証付き長期借入金等の対象拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務の範囲

機構の業務について、次の業務を行うことができるようにする。

- 1 金属鉱物の採掘をする権利等の譲受け等に必要な資金（以下「権利譲受け資金」という。）を供給するための出資
- 2 機構以外の者への譲渡を目的として行う金属鉱物の探鉱をする権利等の取得

二、長期借入金等の対象

機構が行う長期借入金等について、権利譲受け資金を供給するための出資及び債務保証等に必要な費用を対象とする。

三、その他

機構の主たる事務所を東京都に置く。

四、附則

この法律は、平成22年7月1日から施行する。ただし、三の改正規定については、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22.5.25経済産業委員会議決)

政府は、海外の資源メジャー各社による事業規模拡大や、資源国における資源ナショナリズムの台頭など資源確保をめぐる厳しい国際情勢の下、我が国にとって、レアメタル等の資源確保が今後の低炭素社会の構築と経済成長を図るために不可欠であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の業務に追加される金属鉱物の資産買収出資等のスキームを活用して、我が国民間企業による資源確保に向けた活動を積極的に支援すること。そのために、機構の海外資源に係る情報収集・分析機能を強化して、優良な支援対象案件の発掘に努めること。
 - 二 機構による支援に当たっては、財務の健全性を確保するため、財務・法務等の外部専門家の知見も活用し、一層厳格なリスク審査体制を構築するとともに、支援実施後のフォローアップを適切に行うことにより、効果的・効率的な実施を図ること。
 - 三 海外資源の確保に当たっては、機構のみならず、ODA、政策金融、貿易保険等の実施機関が民間企業と緊密に連携して、オール・ジャパンとして機動的に対応できる体制を構築すること。
 - 四 海洋資源の一層の開発に向け、我が国の排他的経済水域等に存在している石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の海洋資源の開発を環境に配慮しつつ促進するため、賦存探査・技術開発の強化及び資源管理・開発促進のための制度整備を進めること。
 - 五 レアメタルについては、海外における資源確保の推進に限らず、いわゆる都市鉱山の活用によるリサイクルの推進や代替材料の開発等を積極的に進め、その安定的な供給確保に努めること。
- 右決議する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 22.5.13修正議決 参議院 5.19内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内閣による人事管理機能の強化を図るため、幹部人事の一元的管理に関する規定を

創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止並びに再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備等を行おうとするものである。

国際受刑者移送法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 22.4.6可決 参議院 4.14法務委員会付託 4.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に基づくものに限らず、「刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約」その他の今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づいて行うことができるようにするため所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、条約の定義

「刑を言い渡された者の移送に関する条約」とされている条約の定義を「日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約」とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 22.5.25可決 参議院 5.26法務委員会付託 未了 ※)

※22.6.1 法務委員会可決

【要旨】

本法律案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 財産権上の訴えに関する国際裁判管轄法制の整備

- (1) 被告の住所、主たる営業所等が日本国内にある場合に、日本の裁判所が管轄権を有するものとする。
- (2) 契約上の債務に関する訴え、事務所又は営業所を有する者に対する訴え、不法行為に関する訴えなどについて、訴えの類型ごとに日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を定める。
- (3) 消費者契約及び労働関係に関する訴えについて、消費者及び労働者の権利保護に配慮し、国際裁判管轄に関する特則を設ける。
- (4) 国際裁判管轄に関する合意の効力及び方式について定める。
- (5) 日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度等の事情を考慮し、当事者間の衡平を害し又は適正かつ迅速な審理を妨げることとなる特別の事情があるときは、訴えを却下できるものとする。

2. 保全命令事件に関する国際裁判管轄法制の整備

保全命令事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定める。

3. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 22.4.6可決 参議院 4.19環境委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、一部の事業者において、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の排出基準の超過があった場合に、ばい煙や排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生しているほか、公共用水域において発見される水質事故の件数の増加が見られる現状にかんがみ、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設

ばい煙排出者及び排水を排出する者等に対し、ばい煙量又は排水の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設ける。

二、事業者の責務規定の創設

事業者は、ばい煙又は排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙又は汚水の排出等の状況を把握するとともに、ばい煙の排出抑制又は水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととする。

三、大気汚染防止法に基づく改善命令等の発動要件の見直し

都道府県知事は、ばい煙排出者が、排出基準等に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができることとする。

四、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加

公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質の製造等を行う施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を新たに義務付ける。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22.4.27環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、測定記録の改ざん等を防止し、排出基準の遵守を徹底させるためには、地方公共団体職員による効果的な立入検査の実施が求められることから、事業者に対する適切な検査や指導が行われるよう、地方公共団体職員への充実した研修の実施等、体制整備の支援に努めること。

二、公害防止の自主的取組が事業者の責務として積極的に行われるよう、公害防止管理者制度の充実・活用や事業者への普及啓発等を行うとともに、事業者による測定データの公表・開示の推進を図ること。また、小規模事業場等も含め、事業者の自主的取組を促進するため、税制の優遇措置の拡充等、インセンティブを与える仕組みの導入や必要な支援策を検討すること。

三、水質汚濁防止法の指定物質については、人の健康や生活環境に係る被害の未然防止の観点から、幅広く指定するとともに、科学的知見を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこと。また、近年、水質事故件数が増加傾向にあることから、事業者による事故の原因究明や再発防止について、適切な指導が行われるよう努めるとともに、事故そのものの減少を図るため、効果的な未然防止対策の在り方を検討すること。

四、大気汚染防止法における揮発性有機化合物や特定粉じんの濃度の測定記録義務違反に対する罰則についても、今後の光化学オキシダント対策の進ちょく状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行うこと。また、ダイオキシン類対策特別措置法における測定結果の改ざん等についても、罰則の必要性を検討すること。

五、環境問題が多様化する中で、公害問題に対する危機意識を希薄化させることなく、越境大気汚

染対策や地下水汚染対策等、大気環境や水環境における諸課題について、今後も着実に対応を進めること。また、水行政の在り方について、総合的に検討すること。

六、蜂群崩壊症候群との関連性が指摘されている農薬については、残留農薬対策のみでなく、水質汚濁等による人の健康や動植物への影響を防止することも重要であり、人への健康影響や生態系への影響などに関する調査研究を進め、その結果を踏まえ、適切な対策を行うこと。

七、環境基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされるべきものであり、排出基準とともに、子どもへの健康影響等も十分に考慮し、対象の追加や数値の見直しを適切に行うこと。また、有害大気汚染物質や要監視項目等についても、対象の追加や更なる環境基準の設定等の積極的取組を推進すること。さらに、個別の環境媒体ごとの規制のみでなく、環境総体としての統合的な環境管理の在り方を検討すること。

八、本年が国連の国際生物多様性年であること、また、我が国が生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の議長国であることにかんがみ、生物多様性の確保のために生態系保全に係る環境基準の策定に向けて関係法制等についても検討を行い、その結果を踏まえ、適切な対策を行うこと。

右決議する。

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(閣法第36号)(先議)

(参議院 4.12国土交通委員会付託 4.21本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生していること等にかんがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業及び家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家賃債務保証業の登録制度の創設

- 1 家賃債務保証業（賃借人の委託を受けて家賃の支払に係る債務を保証することを業として行うことをいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃債務保証業者に対して、保証委託契約（当該業者が賃借人と締結する契約であって、当該業者が賃借人の家賃債務を保証することを賃借人が委託する内容のものをいう。）の締結前及び締結時に、保証期間・保証金額等の内容を記載した書面を契約の相手方に交付することを義務付けるほか、業務に関して、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止、暴力団員等の使用の禁止、誇大広告の禁止、帳簿の備付け等に係る規制を行う。
- 3 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

二、家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設

- 1 家賃等弁済情報提供事業（家賃債務等の過去の弁済に関する情報（家賃等弁済情報）を収集し、賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする者等に提供する事業（データベース事業）をいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃等弁済情報提供事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、事業の開始前に業務規程を国土交通大臣に届け出ることを義務付けるほか、業務に関して、家賃等弁済情報の本人への開示義務、秘密を守る義務、記録の保存等に係る規制を行う。
- 3 登録事業者到家賃等弁済情報の提供をする者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付ける。
- 4 登録事業者到家賃等弁済情報の提供を依頼する者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付けるほか、提供を受けた家賃等弁済情報の目的外利用を禁止する。
- 5 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

三、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止

家賃債務保証業者、賃貸事業者、賃貸管理者など家賃関連債権の取立てをする者は、当該取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

- 1 賃貸住宅の出入口の戸の鍵の交換等
- 2 賃貸住宅内の物品の持ち出し等
- 3 社会通念に照らし不適当と認められる時間帯における訪問・電話等
- 4 賃借人等に対し1から3の言動をすることを告げること

四、罰則について所要の規定を設ける。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22.4.20国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法に基づく政省令、ガイドライン等を早急に策定し、法施行までの間に、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。

二、家賃債務保証業の登録制度の創設に当たっては、関係省庁の十分な連携のもと、制度創設の趣旨を十分考慮して、登録業者の資質の向上及び業務の適正化を図るとともに、制度の適切な運用がなされるよう努めること。

三、良質な民間賃貸住宅が管理運営されていくためには、賃貸住宅に係る専門の管理者の活用必要性が高まると考えられることから、全ての賃貸不動産物件の管理を対象とした管理行為の適正化及び明確化を図るための賃貸不動産管理に係る法制度の構築に取り組むこと。

四、家賃等弁済情報が賃借人の居住の安定の確保に重大な影響を及ぼす個人情報であることにかんがみ、家賃等弁済情報提供事業者(データベース事業者)及び加入業者において、本法及び個人情報保護法の規定が遵守されるよう、的確な指導・監督を行うこと。特に、賃借人の居住の安定の確保という本法の目的にかんがみ、家賃等弁済情報と直接関係のないプライバシー情報や、本人の資力とは直接関係のない訴訟情報が収集・提供されることがないように、十分留意すること。

また、家賃等弁済情報提供事業の運営により、家賃債務保証業者等が、安易な保証拒否を行うことのないよう、適切な指導・監督を行うこと。

五、家賃関連債権の取立てに関する行為規制については、民間賃貸住宅の大半を占める個人大家を始めとする債権者の正当な家賃の取立てが阻害されることのないよう、ガイドライン等の運用基準において客観的・具体的に明確化し、関係者に対してその周知徹底に万全を期すとともに、規制の運用に当たっては、指導・勧告等も含め、適切な対応を行うこと。

六、賃借人・家主双方にとって、紛争の未然防止や円滑な解決が講じられるよう、国民生活センター、消費生活センター、弁護士会等における相談体制の充実や裁判外紛争処理制度の活用の促進に努めること。

七、家賃債務保証委託契約の締結が困難な者についてもその居住の安定の確保が図られるよう、公的賃貸住宅の供給を推進するとともに、居住支援協議会を通じた負担可能な家賃の賃貸住宅への入居支援を行うこと等により、住宅セーフティネットの一層の機能向上を図ること。

八、家賃の滞納等が発生した場合の契約終了・明渡し手続きには相当の期間と費用を要し、民間賃貸住宅市場の縮小等、市場に与える影響が懸念されることから、契約の終了、住宅の明渡しが適切かつ円滑に行われるよう、検討を行うこと。

九、附則第3条の検討条項に加え、この法律の施行後3年以内に、法律の施行状況について中間的な調査をとりまとめ、その結果を公表した上で、必要に応じて制度の見直しを行うこと。

右決議する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第37号)(先議)

(参議院 22. 4. 7国土交通委員会付託 4. 14本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年、集中豪雨等による土石流や河道の閉塞又はその決壊によって甚大な被害が懸念されていることから、国民の生命及び身体を保護するため、重大な土砂災害の急迫した危険が想定される場合における国又は都道府県による緊急調査の実施並びに市町村の避難の勧告又は指示の判断に資する情報の通知及び一般への周知等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法律において土砂災害と定義されているものに、新たに、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）を発生原因とするものを加える。
- 二、都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。
- 三、二の政令で定める状況があると認める場合のうち、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものときは、国土交通大臣が、緊急調査を行うものとする。
- 四、都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、市町村の長の避難の勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、都道府県知事は関係する市町村の長に、国土交通大臣は関係する都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととする。
- 五、緊急調査のための土地の立入り等を拒んだ土地の所有者及び占有者を罰則の対象に追加する。
- 六、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22. 4. 13国土交通委員会議決)

政府は、河道閉塞、集中豪雨等、近年、想定を超える災害が発生していることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、土砂災害防止対策基本指針を定めるに当たっては、適時・的確な避難による土砂災害の被害の大幅な軽減を実現すべく、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急情報の通知及び周知の徹底が図られるよう、十分配慮すること。
 - 二、緊急調査については、実効性あるものとなるよう、技術の向上、実施体制の充実強化等に努めること。また、都道府県知事が実施する緊急調査について、人材育成等必要な支援措置を積極的に講じること。
 - 三、大規模水害等、土砂災害以外の重大な自然災害についても、深刻な被害が予想されていることにかんがみ、国や地方公共団体による計画的な対策の推進を図っていくこと。
- 右決議する。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第38号)

(衆議院 22. 5. 27可決 参議院 5. 28総務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を延長しようとするものであり、その内容は次の

とおりである。

一、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法が廃止するものとされる期限（平成22年12月31日まで）を平成27年3月31日までに延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

放送法等の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 22.5.27修正議決 参議院 5.28総務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、放送関連法の統合等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、電波監理審議会の建議に関する規定の削除等の修正が行われた。

一、放送法の改正

- 1 放送関連の4法律を放送法に統合するとともに、放送について、放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する「基幹放送」と、基幹放送以外の「一般放送」に区分することとする。また、放送の業務の参入について、基幹放送は「認定」、一般放送は「登録」を原則とするとともに、放送の業務と電気通信設備の設置・運用を一の者で行うことも、別の者が担うことも選択可能とし、地上放送において、一の者で行う場合は、無線局の「免許」のみで足りる現行の制度も併存させることとする。
- 2 基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化する。
- 3 放送中止事故の再発防止等のため、設備の維持、重大事故発生時の報告に係る規定を整備する。
- 4 有料放送の約款規制を緩和するとともに、契約者への提供条件の説明義務等に係る規定を整備する。
- 5 日本放送協会の経営委員会の構成員に会長を加えるとともに、協会役員の欠格事由を緩和する。

二、電波法の改正

- 1 通信及び放送の両用が可能な無線局の免許制度を整備する。
- 2 免許不要局の空中線電力の上限を0.01ワットから1ワットに見直し、免許不要局の拡大を図る。
- 3 携帯電話の小規模基地局について、個別免許が不要で事後届出で足りる包括免許制度の対象とする。

三、電気通信事業法の改正

- 1 電気通信事業紛争処理委員会を電気通信紛争処理委員会に改称し、紛争処理機能の拡充を図る。
- 2 携帯電話の接続料の算定の適正性・透明性の担保等のため、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続会計の整理及び収支状況の公表を義務付ける。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。
- 2 いわゆるクロスメディア所有規制を含め、マスメディア集中排除原則についての検討規定を設ける。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 22.4.13可決 参議院 4.19文教科学委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応するため、

放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

放射性同位元素の使用の許可を受けた事業者等は、放射性同位元素等によって汚染された物に含まれる放射能濃度が、放射線による障害の防止のための措置が必要ないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者の確認を受けることができることとし、その確認を受けた物は、放射性同位元素等によって汚染された物でないものとして取り扱うこととすること。

二、放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の規制

放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いについて、放射性同位元素によって汚染された物と同様の規制を行うこととすること。

三、放射性同位元素の使用の許可の取消しに伴う措置等

放射性同位元素の使用の許可を取り消された事業者等は、放射性同位元素の廃棄その他の措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該措置に関する計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこととすること。

また、文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度で、放射性同位元素の使用の許可を取り消された事業者等に対し、報告させ、及び立入検査を行うことができることとすること。

四、放射性同位元素の譲渡し等の制限の緩和

放射性同位元素の使用の許可を受けた事業者等に係る放射性同位元素の譲渡し等の制限から、当該許可等に係る放射性同位元素の輸出を除外することとすること。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】（22.4.27文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、クリアランス制度の導入に当たっては、その適正な運用を図るため、地方公共団体、事業者、産業廃棄物処理業者等への周知徹底を図ること。また、本制度に関して、広く国民の理解が得られるよう、その趣旨や内容についての広報に努めること。
- 二、文部科学省令に定めるクリアランスレベルや測定・評価方法に係る基準については、最新の技術や知見に基づき安全が確保されるよう適正に定めること。
- 三、本制度の安全性と信頼性を確実に担保するため、廃棄物の保管・管理・搬出、処理等の状況を注視し、事業者、登録濃度確認機関、産業廃棄物処理業者等に対して十分な指導・監督を行うとともに、関係府省、地方公共団体等において緊密な連携を行うなど、その運用が厳格になされるよう万全を期すこと。
- 四、放射能濃度の測定・評価結果の確認を行う登録濃度確認機関については、測定・評価能力の一層の向上など適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。
- 五、放射性同位元素の使用を廃止した事業者等が行う廃止措置については、廃止措置が確実に履行されるよう、その履行状況を十分に把握し、適切な指導を行うこと。
- 六、放射性同位元素等の使用等に関する安全規制については、確実かつ円滑な実施を確保するため、新たな技術開発や施設の大型化など状況の変化を踏まえて、必要に応じ速やかに、その見直しを図ること。また、放射性同位元素等は、今後も、医療、研究等の多様な分野で利用されていくことにかんがみ、専門人材の育成及び安全規制体制の強化に一層努めること。

右決議する。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とする等の措置を講ずるとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置を講じようとするものである。

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(閣法第42号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等について定めようとするものである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 22. 4. 20可決 参議院 4. 26環境委員会付託 5. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、廃棄物処理に対する国民の信頼を回復しつつ、長期的な廃棄物の適正処理体制を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、産業廃棄物の排出事業者は、事業場外で産業廃棄物を保管する場合には、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととする。また、不法投棄の大部分を占める建設系廃棄物について、建設業の実態にかんがみ、元請業者を一元的に排出事業者とすることとする。
- 二、廃棄物処理施設に対する都道府県知事の定期検査を義務付けることとし、施設の維持管理情報についてインターネット等による公表を義務付けることとする。また、許可を取り消された最終処分場について、許可を取り消された者に対し、引き続き維持管理を義務付けるとともに、維持管理を行う者及び維持管理の代執行を行った都道府県知事は、その最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができることとする。
- 三、法人の従業員等が不法投棄等を行った場合の法人に対する罰則を3億円以下の罰金に引き上げるとともに、立入検査の対象を土地所有者その他の関係者、車両その他の場所にまで、措置命令の対象を基準に違反した収集運搬、保管にまで、それぞれ拡大することとする。
- 四、産業廃棄物処理業者の許可の更新期間について、許可を受けた者の事業の実施能力及び実績を勘案したものとすることができることとする。また、廃棄物処理業等の許可の欠格要件について、廃棄物処理業者等が特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合を除き、その役員が役員を兼務する他の廃棄物処理業者等に許可の取消しが連鎖しないよう措置することとする。
- 五、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を行う者についての認定制度を設けることとする。また、発展途上国では適正処理が困難であるが我が国では処理可能な廃棄物の輸入をすることができる者に、国内で処理することに相当の理由があると認められる国外廃棄物を委託して処分しようとする者を追加することとする。
- 六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22. 5. 11環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、排出事業者責任の在り方については、不適正処理の状況を踏まえ、今後とも責任の強化・徹底の観点から適宜必要な見直しを行うこと。特に、建設系廃棄物に係る排出事業者の元請業者への一元化については、都道府県及び関係業界との連携の下、その周知徹底を図るとともに不適正処理の防止に努めること。
 - 二、優良な産業廃棄物処理業者の許可の有効期間に係る特例については、許可期間をめぐって都道府県、排出事業者及び処理業者の間で混乱が生じないように適切に対処すること。また、処理業者の優良化がより一層図られるよう、優良化の認定やインセンティブ等の在り方について引き続き検討すること。
 - 三、電子マニフェストについては、その普及拡大のため、特に処理業者の加入を促進するとともに、産業廃棄物の排出量、受託件数等に応じて、一定規模以上の排出事業者や処理業者への義務付けを検討すること。
 - 四、廃棄物分野における温室効果ガスの排出量は増加傾向にあることから、廃棄物の焼却時のサーマルリサイクルを積極的に進めるとともに、収集運搬の効率化やバイオマスの利活用、施設の更新等、廃棄物分野における温暖化対策を総合的に進めること。
 - 五、廃棄物の定義、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、拡大生産者責任の強化等、廃棄物処理法において従来より課題とされている事項について今後とも検討すること。また、廃棄物の適正処理のみでは持続可能な循環型社会の実現は困難なことから、総合的な見地から、廃棄物・リサイクル制度の在り方について、関係省庁一体となって検討を行うこと。
 - 六、放射性廃棄物に起因する放射性物質による環境汚染が懸念されることから、放射性廃棄物が廃棄物等のリサイクルや処分において非意図的に混入し、汚染が拡散することのないよう対策に努めること。
 - 七、希少な資源の有効利用を図るため、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの効率的な回収について検討を行うとともに、資源戦略の観点から、低未利用の希少資源に係る回収・活用の技術開発について積極的に取り組むこと。
- 右決議する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 22. 4. 20可決 参議院 4. 21財政金融委員会付託 5. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、今次の金融危機を受けた国際的な議論や我が国の実情を踏まえつつ、金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制の強化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

- 1 金融商品取引清算機関（国内清算機関）に対し、主要株主規制及び最低資本金規制を導入するとともに、外国金融商品取引清算機関制度を創設する等、清算関連の基盤整備を図るための措置を講ずる。
- 2 一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付け、取引の特性にかんがみ我が国において清算する必要がある取引については、国内清算機関の利用を義務付ける。
- 3 金融商品取引業者等及び清算機関に対し、取引情報の保存及び内閣総理大臣への報告を義務付けるとともに、取引情報蓄積機関の指定制度を創設し、取引情報蓄積機関による取引情報の保存及び報告を金融商品取引業者等が選択できる制度を整備する。

二、金融商品取引業者のグループ規制・監督の強化

- 1 総資産の規模が一定金額を超える第一種金融商品取引業者に対して、連結自己資本規制を導入し、子会社等に対する監督規定等を整備するとともに、適切な業務運営の確保の必要性が特に高いと認められるときに、一定の親会社を指定する制度を設け、親会社やその子会社等に対

する監督規定等を整備する等、金融商品取引業者に対する連結規制・監督を導入する。

- 2 第一種金融商品取引業者及び投資運用業者について、過半数の議決権を保有する主要株主に対する業務改善命令を可能とする等、主要株主規制を強化するための措置を講ずる。

三、その他

保険会社に対する連結財務規制を導入するほか、内閣総理大臣による破産手続開始の申立てを可能とする対象を金融商品取引業者全般に拡大する等の措置を講ずる。

四、施行期日

一 1 及び二については公布の日から起算して1年を、一 2 及び一 3 については公布の日から起算して2年半を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行するなど、所要の施行期日を定める。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(閣法第45号)

(衆議院 22. 5. 13修正議決 参議院 5. 13農林水産委員会付託 5. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、木材の適切な供給及び利用の確保による林業の発展を通して、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針を定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「公共建築物」とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物及び国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の建築物として政令で定めるものをいうこととする。また、この法律において「木材の利用」とは、壁、柱、床、はり等の主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用することをいうこととする。

二、国の責務

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定・実施するとともに、木材に対する需要の増進を図るため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用並びに木材の利用の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置の実施に努めなければならないこととする。また、国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずることとする。

三、地方公共団体の責務

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定・実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないこととする。

四、基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこととする。

五、都道府県方針の策定

都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができることとする。

六、市町村方針の策定

市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができることとする。

七、木材製造高度化計画の認定

木材の製造を業として行う者は、木材製造の高度化に関する計画（以下「木材製造高度化計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その木材製造高度化計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

八、林業・木材産業改善資金助成法の特例

七の認定を受けた木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間（据置期間を含む。）は、12年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることとする。

九、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

国及び地方公共団体は、住宅における木材の利用、公共施設に係る工作物における木材の利用、木質バイオマスの製品利用及び木質バイオマスのエネルギー利用に関し、必要な措置を講ずるよう努めることとする。

十、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的、定義、国の責務及び基本方針に関する規定を改めるとともに、事業者・国民の努力に関する規定及び公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策に関する規定を追加することを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（22.5.18農林水産委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 植林、育林、伐採、木材利用及び再植林という森林の循環を促進することにより森林の有する地球温暖化の防止等の機能が十分に発揮されるとともに、木材の建築材料等としての利用を促進することにより二酸化炭素の大気中への排出等が抑制されるよう木材利用を促進すること。
- 二 木材の利用により化石資源の消費が抑制されるとともに、木材の多段階の利用の促進を通じて廃棄物の排出が抑制されるなど環境への負荷が低減されることにより、循環型社会の形成に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。
- 三 木材の利用による森林の循環を促進することにより、国土の保全、水源のかん養その他の森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう木材利用を促進すること。
- 四 木材の地産地消等により、木材関連事業の振興を促進し、併せて安定的な雇用の増大を図り、山村をはじめとする地域の経済の活性化に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。
- 五 建築基準法等の規制についての本委員会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、本法第3条第5項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

右決議する。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第46号）

（衆議院 22.3.23可決 参議院 4.5経済産業委員会付託 4.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における個人たる事業者の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、共済契約を締結することができる小規模企業者の範囲の拡大

共済契約を締結することができる小規模企業者の定義に、個人たる小規模企業者の営む事業の経営に携わる個人（共同経営者）を追加する。

二、共済契約の締結拒絶事由の拡大

独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約の締結を拒絶することができる事由に、小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するときに追加する。

三、共済契約が解除されたものとみなされる事由の見直し

共済契約が解除されたものとみなされる事由のうち、個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその事業と同一の事業を営む会社を設立するために事業を廃止する場合において、その事業に係る金銭以外の資産の出資（現物出資）をすることを条件としないものとする。

四、共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者の拡大

共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者に、配偶者又は子に事業の全部を譲渡した共済契約者であって、解約手当金の支給を受ける権利を配偶者又は子に譲渡していないものを追加する。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定する。

【附帯決議】（22.4.13経済産業委員会議決）

政府は、小規模企業者の将来の生活への不安に備えるセーフティネットの一層の強化を図るため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 小規模企業共済制度の加入者の範囲を個人事業主の共同経営者まで拡大するに際しては、共同経営の実態を踏まえ、その要件を具体的かつ明確に定めること。

二 加入者の範囲の拡大が加入者数の増加につながるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構を始め商工会議所・商工会、中小企業関係団体、金融機関等と連携して制度の周知・普及に努めること。

三 小規模企業共済資産については、安全かつ確実な運用を行うとともに、累積欠損金の着実な解消に努めること。また、予定利率の改正や付加共済金の支給要件の変更等は、制度の長期的安定の確保を図る観点から、加入者のニーズにこたえとともに、共済財政への影響を十分に検討した上で行うこと。

右決議する。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（閣法第47号）

（衆議院 22.3.30可決 参議院 4.5経済産業委員会付託 4.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、中小企業の連鎖倒産を防止するためのセーフティネット機能の強化等を図るため、中小企業倒産防止共済制度の共済金の貸付けを行う事由を拡大するとともに、共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うために貸付限度額等を政令事項に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約者に対して共済金を貸し付ける事由の拡大

独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約者に対して共済金を貸し付ける事由に、私的整理等に係る手続であって経済産業省令で定めるものがされることを追加する。

二、共済金の貸付限度額等の政令事項への改正

共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うため、貸付限度額等を政令事項に改める。

三、申込金の廃止

中小企業者が共済契約の申込みに際して添えることとされている申込金を廃止する。

四、倒産の発生の日以降における掛金月額増額の扱い

倒産の発生の日から貸付けの請求があった日までに掛金月額の増加の効力が生じた共済契約に係る貸付けについては、当該増額分に相当する掛金は共済金の貸付額の算定の基礎としない。

五、償還期間の上限の延長

償還期間の上限を5年から10年に延長する。

六、早期償還手当金制度の創設

共済金を約定よりも早期に完済した共済契約者に対して早期償還手当金を支給する。

七、経過措置の委任

中小企業倒産防止共済法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

八、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22.4.13経済産業委員会議決)

政府は、中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 共済金の貸付限度額の政令事項化に当たっては、企業倒産の動向等が共済収支に与える影響などを十分勘案しつつ、中小企業が連鎖倒産に陥ることのないよう、貸付限度額について実効性のある水準に定めるとともに、必要に応じて見直しを行うこと。
- 二 共済事由について私的整理の一部を追加するに際しては、取引先の倒産に伴う被害実態等を踏まえ、省令指定の対象を明確に定めるとともに、偽装倒産のような制度の悪用が行われることのないよう十分留意すること。
- 三 中小企業倒産防止共済制度の財政基盤の強化と確実な運営を図るため、加入者の負担軽減を図る等により制度の魅力を高め、また、制度の周知・普及活動を効果的に実施するなど加入促進対策を積極的に推進するとともに、回収率の向上に努めること。
- 四 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の資金ニーズに応じて、共済金の貸付手続の簡素化・迅速化を図るとともに、新たに追加される共済事由に係る審査期間の短縮に努めること。右決議する。

航空法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするものである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じる。

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(閣法第50号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進による農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化を図るため、基本方針の策定並びに総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、農業改良資金の貸付け、農地の転用に関する許可、品種登録に係る出願料等に関する特例措置を講じようとするものである。

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第51号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、高速道路の整備に関し、その過程の透明性の向上を図りつつ、その通行者等の利便の増進等を図るため、高速自動車国道の整備計画の策定等に当たっては、社会資本整備審議会の議を経なければならないこととするとともに、国は、高速自動車国道の整備に関する事業評価の結果の公表等を行うこととし、あわせて高速道路利便増進事業として高速道路の車線の増設に関する一定の事業等を追加する等所要の措置を講ずるほか、国土開発幹線自動車道建設法を廃止する等の措置を講じようとするものである。

地球温暖化対策基本法案(閣法第52号)

(衆議院 22. 5. 18可決 参議院 5. 21環境委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地球温暖化対策の基本原則として、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行ふべきこと、国際的協調の下に積極的に推進することのほか、研究開発とその成果の普及、温暖化の防止に資する産業の発展及び就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ること等について規定する。また、基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。
- 二、我が国の温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標について、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成32年までに平成2年比で25%削減の達成を目指すこととする。また、長期的な目標について平成62年までに平成2年比で80%削減の達成を目指すこととする。さらに、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標について、平成32年までに一次エネルギー供給量の10%に達することを目標とするものとする。
- 三、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとする。
- 四、国が講ずべき基本的施策として、国内排出量取引制度を創設することとし、必要な法制上の措置について、法施行後1年以内に成案を得ることとする。また、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うこととする。さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を創設することとする。このほか、原子力に係る施策、エネルギー使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興等の施策を行うこととする。
- 五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目

標に関する規定については、すべての主要国が公平かつ実効性ある国際的な枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第53号) (先議)

(参議院 22. 3. 31法務委員会付託 4. 14本会議可決 衆議院 4. 27可決)

【要旨】

本法律案は、近年における人を死亡させた犯罪をめぐる諸事情にかんがみ、これらの犯罪に対する適正な公訴権の行使を図るため、その公訴時効の見直しを行うほか、刑の時効について改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 刑法の一部改正

一 刑の時効の改正

- 1 死刑の言渡しを受けた者については、刑の時効の対象から除外する。
- 2 無期又は10年以上の有期の懲役又は禁錮の刑について、時効は、次の期間その執行を受けないことによって完成する。
 - ア 無期の懲役又は禁錮については30年
 - イ 10年以上の有期の懲役又は禁錮については20年

第二 刑事訴訟法の一部改正

一 人を死亡させた罪の公訴時効の改正

- 1 人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、公訴時効の対象から除外する。
- 2 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）について、時効は、次に掲げる期間を経過することによって完成する。
 - ア 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年
 - イ 長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年
 - ウ ア及びイに掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪については10年

二 還付の公告について所要の規定の整備を行う。

第三 附則

- 一 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 二 刑の時効の期間は、改正規定の施行前に確定した刑については、なお従前の例による。
- 三 改正後の公訴時効の規定は、その施行前に犯した罪であって施行の際公訴時効が完成していないものについても適用する。

【附帯決議】(22. 4. 13法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 公訴時効の廃止及びその期間の延長により、捜査が長期にわたる場合が増えることを考慮し、えん罪が発生する余地のないよう、捜査資料・証拠物等の適正かつ確実な保管を図るとともに、犯罪検挙率の低下することのないよう、適正迅速な初動捜査態勢の確保、捜査資源の適正かつ効率的な配分及び捜査技術の開発向上等を通じ、捜査力を一層高めること。
- 二 公訴時効の廃止及びその期間の延長によりもたらされる効果について、今後ともその検証に努めること。
- 三 医療事故に起因する業務上過失致死傷事件の処理に当たっては、医療の萎縮効果を生じない運用に努めること。
- 四 殺意の有無により公訴時効期間が大きく異なることにかんがみ、捜査機関がその認定を行うに当たっては、十分な証拠に基づいて適切公平な判断を行うべきよう努めること。
- 五 性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること。
- 六 現在実施されている犯罪被害者等基本計画の検証を十分行うとともに、検討中の第2次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定等を通じて、犯罪被害者及びその家族又は遺族の実態も踏まえ、

犯罪被害者等に対する必要な施策を一層推進すること。
右決議する。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第54号) (先議)

(参議院 22. 4. 5厚生労働委員会付託 4. 14本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国における新型インフルエンザの発生及び予防接種の実施状況等にかんがみ、新たな臨時の予防接種の実施方法等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 インフルエンザのうち病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上緊急の必要があると認めるときの新たな臨時の予防接種の類型を創設する。新たな臨時の予防接種は、国の指示により、都道府県の協力の下、市町村が実施する。
- 二 市町村長又は都道府県知事は、一類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、接種を受けることを勧奨するものとする。ただし、新たな臨時の予防接種の対象者については、予防接種を受けるよう努める責務を課さない。
- 三 新たな臨時の予防接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担する。接種を受けた者からの実費徴収は、経済的理由によりその費用を負担することが困難な場合を除き、可能とする。
- 四 政府は、緊急時に新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンを確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行の日から5年間に限り、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチンによる健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失等を政府が補償することを約する契約を締結することができる。当該契約を締結する場合には国会の承認を得なければならない。
- 五 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 六 政府は、この法律の施行の日から5年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行する。ただし、新たな臨時の予防接種の類型の創設等に関する事項については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第55号) (先議)

(参議院 22. 3. 31環境委員会付託 4. 21本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1、法対象事業の条件の一つとして、交付金の交付を受けて実施される事業を追加することとする。
- 2、第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成して、主務大臣への送付及び公表等を行わなければならないこととする。
- 3、事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等に関し、報告書を作成し、公表及び許認可等権

者への送付を行わなければならないこととする。環境大臣は許認可等権者に意見を述べるができることとし、許認可等権者は、事業者に対し、意見を述べるができることとする。

4、その他、環境影響評価手続におけるインターネットの活用等の情報提供手段の拡充、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し等の措置を講ずることとする。

5、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【委員会修正要旨】（本会議において委員会修正案は否決）

一、環境影響評価法全体の見直しに係る検討条項に規定する検討時期を、改正法の施行後「10年」から「5年」に変更することとする。

二、政府は、改正法の施行後3年を目途として、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施を目的とする施策の策定又は変更の立案の段階において、当該施策に基づき実施されることが想定される事業が環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の結果に基づいて環境の保全に配慮しつつ当該施策を策定又は変更する仕組みについて検討を行うものとする。

三、政府は、改正法の施行後3年を目途として、環境影響評価が行われた事業について、事業の実施後の環境の状況等の把握のための調査その他の環境影響評価に係る検証が行われ、その成果が地方公共団体、事業者、住民等に提供されること等によりその後に行われる環境影響評価等に活用される仕組みについて検討を行うものとする。

【附帯決議】（22.4.20環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。

二、環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不断に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。

三、本法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、本法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。

右決議する。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）（先議）

（参議院 22.4.7総務委員会付託 4.28本会議可決 衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地域主権戦略会議の設置

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項を調査審議等するための体制を整備することとし、内閣府設置法に規定する重要政策に関する会議として、内閣府に地域主権戦略会議を設置する。

二、義務付け・枠付けの見直し

地方分権改革推進委員会第3次勧告で示された、義務付け・枠付けの見直しに関する次の3つの重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第2次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関連法律の改正を行う。

- 1 施設・公物設置管理の基準
- 2 協議、同意、許可・認可・承認
- 3 計画等の策定及びその手続

三、その他

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、一の規定の施行後3年以内に、地域主権改革の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案し、地域主権改革を更に進める観点から、地域主権戦略会議の所掌事務等について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対する附帯決議】 (22. 4. 27総務委員会議決)

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会の実現のため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方の自立・再生に向けて、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題について、国と地方が多面的・総合的に協議しつつ、共通認識の下に、その解決のため早急な取組を強力に進めること。
- 二、地方分権改革推進委員会の第1次勧告で示された基礎自治体への権限移譲等については、その実現に向けて速やかに取り組むとともに、権限移譲等に伴い必要となる財政措置を同時に行うこと。
- 三、国の出先機関の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から事務・権限の見直しを進めるとともに、地方の財源・人員の確保等に十分配慮すること。あわせて、国の権限に属する事務を行う出先機関についても、総合的に見直しを行うこと。
- 四、義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で示された具体的に講ずべき事項のうち法案化されなかった事項に関して勧告に沿った着実な対応を行うこと。
また、地方公共団体の条例制定権を一層拡大する観点から、地方の意見を踏まえつつ、義務付け・枠付けの在り方を検証するとともに、累次の勧告で示された事項についても速やかに対応すること。
- 五、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めること。
- 六、地域主権戦略会議については、改革に係る基本的な方針や重要事項に地方の意見が確実に反映されるようにするため、地方団体の代表など幅広い地方の代表を議員とすること。また、同会議における調査審議に当たっては、国の事務・権限の更なる移譲を推進するためにはその受入体制の整備も必要であることから、地方公共団体間の連携など広域行政の在り方についてできるだけ速やかに検討を進めること。
- 七、国と地方の協議の場については、国と地方の代表者による真摯な意見交換を行い、国と地方の関係が対等・協力の関係となることに資するため、地方の意向を尊重して議案を幅広く選定するとともに、政策の企画立案及び実施に地方が参画する機会を確保するよう積極的に開催すること。
- 八、国と地方の協議の場の臨時の議員や分科会の構成員については、自然条件、社会経済条件、団体規模等において多様性を有している地方公共団体の実情が適切に反映されるよう配慮すること。

右決議する。

国と地方の協議の場に関する法律案(閣法第57号)(先議)

(参議院 22. 4. 7総務委員会付託 4. 28本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

一、目的

国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって地域主権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

二、構成

- 1 協議の場は、国側は、内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国務

大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長のそれぞれの全国的連合組織の代表者で構成する。

- 2 内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができることとする。

三、協議の対象

協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- イ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ロ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ハ 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

四、その他

- 1 協議の場の招集、分科会の開催、協議の概要の国会への報告、協議の結果の尊重等について必要な事項を規定する。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(22.4.27総務委員会議決)

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)と同一内容の附帯決議が行われている。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第58号)(先議)

(参議院 22.4.7総務委員会付託 4.28本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、議会制度の充実に関する事項

- 1 議会の議員定数の上限数に係る制限を廃止する。
- 2 議会の議決事件について、法定受託事務に係る事件についても、議会の議決すべきものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができることとする。

二、行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができることとする。

三、全部事務組合等の廃止に関する事項

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止する。

四、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除するとともに、総務大臣又は都道府県知事への内部組織に関する条例の制定又は改廃の届出並びに予算、決算及び条例の制定又は改廃の報告を要しないこととする。
- 2 広域連合の広域計画の地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出並びに財産区の財産を処分する場合等の都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととする。

五、直接請求に関する事項

- 1 直接請求の代表者の資格について、選挙人名簿に表示をされている者、選挙人名簿から抹消された者及び選挙管理委員会の委員又は職員である者を制限の対象とする規定を設ける。
- 2 直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした国又は地方公共団体の公務員等に対する罰則を設ける。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の２の改正は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第59号) (先議)

(参議院 22.4.6 撤回)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

郵政改革法案(閣法第61号)

(衆議院 22.5.31可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

郵政改革は、郵政事業の経営の自主性、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性並びに地域経済の健全な発展及び民間の経済活力の向上への寄与を旨とするとともに、郵政事業における労働環境の整備及び郵政事業と地域経済との連携に配慮しつつ、国民の権利として郵政事業に係る基本的な役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保すること等を基本として行われるものとする。

二、日本郵政株式会社等の再編成

日本郵政株式会社は、平成23年10月１日に、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務並びに権利及び義務を合併により承継するものとする。

三、日本郵政株式会社の議決権の政府保有等

政府は、常時、日本郵政株式会社の総株主の議決権の３分の１を超える議決権を保有するものとする。日本郵政株式会社は、常時、郵政事業に係る基本的な役務を提供するための契約を締結した銀行及び生命保険会社の総株主の議決権の３分の１を超える議決権を、それぞれ保有するものとする。

四、郵政改革推進委員会

内閣府に、政府の日本郵政株式会社に対する議決権比率が２分の１以下となる等政府の関与が相当程度低下するまでの間、郵政改革推進委員会を置き、内閣総理大臣又は総務大臣が関連銀行、関連保険会社に対して行う六の勧告の要否に関する判断に必要な基準等についての調査審議等を行う。

五、銀行法等の特例等

郵便貯金銀行、郵便保険会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関し、銀行法、保険業法の特例、郵政民営化法の廃止に伴う経過措置等の所要の規定を設ける。

六、関連銀行等の業務等

日本郵政株式会社が銀行窓口業務、保険窓口業務を提供するための契約を締結した関連銀行、関連保険会社は、政府の関与が相当程度低下するまでの間、業務の内容及び方法を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならないものとし、その内容が同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがある場合等は、内閣総理大臣又は総務大臣は、郵政改革推進委員会の意見を聴き、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

七、施行期日

- 1 本法律は、一部の規定を除き、平成23年10月1日から施行する。
- 2 郵政改革の基本的な理念等の規定については公布の日から施行する。
- 3 郵政民営化法の廃止に伴う経過措置等、一部の経過措置の規定については公布の日から3月以内の政令で定める日から施行する。
- 4 郵政改革推進委員会の設置等の規定については公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。

日本郵政株式会社法案(閣法第62号)

(衆議院 22.5.31可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社（以下「会社」という。）の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

会社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を行うことを目的とする株式会社とする。

二、業務の範囲

- 1 会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。
 - ア 郵便法の規定により行う郵便の業務
 - イ 銀行窓口業務
 - ウ 銀行窓口業務を健全、適切かつ安定的に運営するための業務（銀行窓口業務契約の締結、関連銀行の株式の保有等）
 - エ 保険窓口業務
 - オ 保険窓口業務を健全、適切かつ安定的に運営するための業務（保険窓口業務契約の締結、関連保険会社の株式の保有等）
 - カ 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - キ 以上の業務に附帯する業務
- 2 会社は、1の業務のほか、その目的を達成するため、又は、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、1の業務以外の業務を届出により行うことができる。

三、責務

会社は、国民の権利として、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

四、郵便局の設置

会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

五、関連銀行等の限度額

会社が銀行窓口業務、保険窓口業務を提供するための契約を締結した関連銀行、関連保険会社は、一の預金者等から又は一の被保険者につき、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び関連銀行等の経営状況を勘案して政令で定める限度額を超えて、預金等の受入れ又は保険の引受けを行ってはならず、内閣総理大臣又は総務大臣は、これに違反している等と認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

六、施行期日

本法律は、一部を除き、郵政改革法の施行の日（平成23年10月1日）から施行する。

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第63号）

（衆議院 22.5.31可決 参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の廃止

次の法律を廃止する。

- 1 郵政民営化法
- 2 郵便事業株式会社法
- 3 郵便局株式会社法
- 4 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律

二、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備

水難救護法、郵便法等37法律の規定の整備を行う。

三、施行期日等

- 1 本法律は、一部を除き、郵政改革法の施行の日（平成23年10月1日）から施行する。
- 2 一及び二に伴い、必要となる経過措置を定める。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備しようとするものである。

独立行政法人地域医療機能推進機構法案（第173回国会閣法第8号）

（衆議院 22.5.31修正議決 参議院 5.31厚生労働委員会付託 審査未了）

【要旨】

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期限後においても、引き続き社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人地域医療機能推進機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(第173回国会閣法第12号)

(衆議院 22. 5. 20可決 参議院 5. 21国土交通委員会付託 5. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、北朝鮮による核実験の実施、弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっていること、並びに国際連合安全保障理事会決議（以下「国連安保理決議」という。）第1718号に規定された大量破壊兵器関連の物資、武器等の北朝鮮に対する輸出及び輸入の禁止措置を、国連安保理決議第1874号が強化するとともに、国際連合加盟国に対し、貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、海上保安庁長官又は税関長は、北朝鮮を仕向地又は仕出地とする貨物のうち、国連安保理決議第1718号、同第1874号等により北朝鮮への輸出の禁止、及び北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの（以下「北朝鮮特定貨物」という。）を軍艦以外の船舶が積載している等と認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官又は税関職員に、検査をさせることができる。この場合において、我が国の領海又は公海にあっては、当該船舶の船長等の承諾を得なければならない。
- 二、海上保安庁長官又は税関長は、検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したとき等においては、海上保安庁長官にあっては当該船舶の船長等に対し、また、税関長にあってはその所有者又は占有者に対し、その提出を命ずることができる。
- 三、海上保安庁長官又は税関長は、提出を受けた北朝鮮特定貨物を保管しなければならないこととするとともに、提出貨物の内容等の公告、返還、売却、廃棄等に関する規定を設ける。
- 四、海上保安庁長官は、一の検査をすることができないなどの事由があるときは、当該船舶の船長等に対し、当該船舶を、その指定する我が国の港等の検査等に適した場所に回航すべきことを命ずることができる。
- 五、外国の当局による公海上の日本船舶に対する検査について我が国が同意しないときは、国土交通大臣は、当該船舶の船長等に対し、我が国又は外国の当局による検査を受けるために当該船舶をその指定する港に回航すべきことを命じなければならない。
- 六、公海にある外国船舶に対する一の検査、二の提出命令及び四の回航命令は、それぞれ、旗国の同意がなければ、これをすることはできない。
- 七、関係行政機関は、この法律の目的を達成するため、相互に緊密に連絡し、協力するものとする。
- 八、内水等における検査を忌避等した者並びに提出命令及び回航命令に従わなかった者に対する罰則を設ける。
- 九、この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 十、この法律は、国連安保理決議第1874号の貨物検査等の実施の要請に係る部分がその効力を失ったときは、速やかに、廃止するものとする。

本院議員提出法律案

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対する自衛隊による補給支援活動の実施に関する規定を整備しようとするものである。

国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、国及び地方公共団体の責任ある財政運営を確保するため、財政の健全化に関し、国及び地方公共団体の責務、当面の目標、中期計画の策定、予算作成における遵守事項、社会保障制度等の改革及びこれに要する安定財源の確保のための税制の抜本的な改革その他の必要な事項を定めようとするものである。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 22.5.19 撤回)

【要旨】

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活状況等にかんがみ、児童扶養手当について、支給対象に父子家庭の父及び配偶者の暴力等を原因として事実上離婚状態にある母等を加えるとともに、公的年金給付等との併給調整の一部廃止、支払回数改善、一定期間経過後の支給制限の廃止等の措置を講じようとするものである。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

国家公務員、地方公務員等が国、地方公共団体等の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

母体保護法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 22.5.11厚生労働委員長提出 5.12本会議可決 衆議院 6.16可決)

【要旨】

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を、平成27年7月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 22.5.19内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うとするものである。

幹部国家公務員法案(参第8号)

(参議院 22.5.19内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めようとするものである。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(参第9号)

(参議院 22.5.20総務委員長提出 5.21本会議可決 衆議院 6.16可決)

【要旨】

本法律案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉^{しや}するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

本法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいう。

二、特別給付金の支給等

- 1 本邦に帰還した戦後強制抑留者で本法律の施行の日において日本の国籍を有するものに、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が特別給付金を一時金として支給する。その額は帰還の時期の区分に応じて25万円から150万円とする。
- 2 特別給付金の支給費用に充てるため、基金の資本金の一部を取り崩すことができるものとする。
- 3 基金の解散の期日を「平成22年9月30日までの間において政令で定める日」から「平成25年4月1日までの間において政令で定める日」に延長する。

三、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

政府は、強制抑留の実態調査等を総合的に行うための基本的な方針を定めなければならない。

四、施行期日

本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、三の規定については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

アレルギー疾患対策基本法案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、アレルギー疾患対策を総合的かつ計画的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めようとするものである。

口蹄疫対策特別措置法案(参第11号)

(参議院 22.5.27 撤回)

【要旨】

本法律案は、最近における口蹄疫に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが喫緊の課題となっていることにかんがみ、家畜の生産、食肉、牛乳及び乳製品に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図るため、口蹄疫のまん延の防止のための特別の措置、家畜の生産者等の経営と生活の安定のための措置等について定めようとするものである。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めようとするものである。

会計法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の契約事務の適正化に資するため、契約書の記載事項の法定化、委託契約の再委託に関する約定、契約を締結した場合の公表、委託契約の監督・検査の明確化等の措置を講じようとするものである。

独立行政法人制度の廃止の推進に関する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人制度が、各独立行政法人の行う事務及び事業に対する国の責任を不明確にし、その結果、行政の能率的な運営並びに行政の公正性及び透明性の確保の妨げとなっている

ことにかんがみ、独立行政法人制度の廃止を総合的かつ計画的に推進するため、独立行政法人制度の廃止の推進に関する施策の基本となる事項を定め、及び必要な体制を整備しようとするものである。

茶業振興法案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年、生活様式の多様化その他の茶をめぐる諸情勢の変化により茶業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっていることにかんがみ、茶業の健全な発展に寄与するため、茶の需要の動向に即応して計画的に茶業の振興を図るための措置及びこれに関連して合理的な茶園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せて茶の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに茶の生産者の経営の安定のための措置等を定めようとするものである。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法を義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律として恒久化するとともに、罰金の額を引き上げ、並びに特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の罪の処罰の請求を行う権限を有する地方公共団体の教育委員会等は、特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止に違反する事実の通報を受けたときは、必要な調査を行うものとするものである。

義務教育段階の外国人学校に対する支援に関する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、外国人の児童の教育の機会の確保及び教育環境の整備を図り、もって外国人の児童の健全な成長に資するとともに、日本人と外国人とが互いの文化に対する理解を深め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、義務教育段階の外国人学校に対する支援に関し必要な事項を定めるものである。

障がい者の所得保障の充実のための国民年金法等の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

障がい者の所得保障の充実を図るため、障害基礎年金等の額の引上げ及び支給要件の緩和、特別障害給付金の支給対象の拡大及び額の引上げ等を行うとともに、福祉ホームに係る事業に対する財政措置の拡充を通じた障がい者に対する住宅に関する支援を行おうとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.3総務委員会付託 3.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成28年3月31日まで延長するとともに、過疎地域の要件を追加するほか、計画策定等の義務付けの見直し、ソフト事業に対する支援措置の拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、過疎地域の要件の追加

現行法による過疎地域に加え、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす地域を過疎地域として追加する。

二、過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

過疎地域自立促進方針、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けを廃止するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の所要の措置を講ずる。

三、過疎対策事業債の対象経費の拡充

- 1 過疎対策事業債の対象施設に関し、認定こども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設を対象施設に追加するとともに、小中学校の校舎等についての統合要件を撤廃する。
- 2 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために設けられる基金の積立てを含む。）の実施に要する経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）について、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して算定した額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とする。

四、減価償却の特例の拡充及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

所得税及び法人税に係る特別償却を行うことができる事業及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうち、ソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業を追加する。

五、期限の延長

現行法の有効期限を、平成28年3月31日まで、6年間延長する。

【附帯決議】(22.3.9総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、過疎地域の現状と課題を十分に把握し、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。
- 二、過疎地域がそれぞれ有する地域資源を最大限活用し、地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 三、過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。
- 四、過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保することとし、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すとともに、過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。

五、過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後３年を目途として、その検討結果や平成22年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。
右決議する。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 22. 3. 23可決 参議院 3. 23北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮当局によって拉致された被害者等であって本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、拉致被害者等給付金の支給期間の限度を５年延長し、10年とする。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 22. 3. 23可決 参議院 3. 23災害対策特別委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を延長する等の必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成27年３月31日まで５年間延長する。
- 二、地震対策緊急整備事業計画の関係都道府県知事への作成の義務付けを廃止し、任意事項とする。
- 三、公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補強で、地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎に係るものについて、現行法では２分の１とされている国の負担割合を３分の２とする。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。ただし、二及び三は、平成22年４月１日から施行する。

【附帯決議】(22. 3. 29災害対策特別委員会議決)

政府は、地震防災対策のより一層の推進を図るため、地震の発生確率を予測する長期評価等地震に関する調査研究の成果を踏まえ、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、地震による倒壊の危険性が高い全国の学校施設等の耐震化については、特に喫緊の課題であることから、その促進に万全を期すること。
- 二、チリ中部沿岸を震源とする地震による津波の際の避難状況を詳細に検証し、津波に対する住民の避難意識の向上を図るとともに、より効果的な避難対策の実施に向けて、ハザードマップの整備、防災教育の普及、観測体制の整備等に努めること。また、津波により、養殖施設・水産物に甚大な被害が発生したことから、被災者支援の強化に向けて検討を行うこと。
- 三、我が国は、全国どこでも地震が発生し得る地震国であることから、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進については、地域において格差が生じないよう、今後１年以内に検討を加え、充実強化のために必要な措置を講ずること。また、近年、国内外で発生している大規模地震がもたらす様々な教訓を踏まえ、地震防災対策の在り方を随時見直し、その実効性に万全を期すること。

右決議する。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 22. 3. 26可決 参議院 3. 26議院運営委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 一、国立国会図書館支部消費者庁図書館の設置
消費者庁に、国立国会図書館支部消費者庁図書館を置く。
- 二、施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

国民年金法等の一部を改正する法律案(衆第13号)

(衆議院 22. 4. 13可決 参議院 4. 13厚生労働委員会付託 4. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の一部改正

- 一 障害基礎年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の子があるときに加算を行う。
- 二 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子を有するに至ったときは、その翌月から、障害基礎年金の額の改定を行う。

第二 厚生年金保険法の一部改正

- 一 障害厚生年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者があるときに加算を行う。
- 二 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったときは、その翌月から、障害厚生年金の額の改定を行う。

第三 国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の一部改正

国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金及び地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金について、第二の改正に準じた改正を行う。

第四 施行期日等

- 一 この法律は、平成23年4月1日から施行する。
- 二 施行日において現に障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しているその者の子（当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った子に限る。）がある場合における障害基礎年金の額の改定等について、所要の経過措置を設ける。
- 三 関係法律について、所要の規定の整備を行う。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 22. 4. 13可決 参議院 4. 13厚生労働委員会付託 4. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本年金機構が発足したこと等に伴い、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の規定の整理を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の規定中「社会保険庁長官」とあるのを「厚生労働大臣」に改めるとともに、遅延加算金の支給に

- 係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定を整備する。
- 二 この法律は、公布の日から施行する。

PTA・青少年教育団体共済法案(衆第19号)

(衆議院 22.5.18可決 参議院 5.18文教科学委員会付託 5.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、青少年の健全な育成と福祉の増進に資するため、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、PTA（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者及び当該学校の教職員で構成される団体等をいう。）及び青少年教育団体（青少年の体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動を行う社会教育関係団体等をいう。）は、一般社団法人等を設立し、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができることとする。
- 二、PTAが行うことができる共済事業は、PTAが主催する活動における児童生徒等、保護者及び教職員の災害、学校の管理下における児童生徒等の災害のほか、学校の管理下以外における児童生徒等の災害を対象とすること。
- 三、青少年教育団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年及び保護者等の災害を対象とすること。
- 四、行政庁は、共済事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、共済団体に対し、業務又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求め、立入検査を行うことができることとし、業務の改善等の監督上必要な命令をすることができることとする。
- 五、この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県教育委員会、その他の共済団体については文部科学大臣とすること。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

口蹄疫対策特別措置法案(衆第26号)

(衆議院 22.5.27可決 参議院 5.27農林水産委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫（以下「今般の口蹄疫」という。）に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延防止のための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、車両等の消毒の義務
農林水産大臣（以下「大臣」という。）が都道府県知事（以下「知事」という。）の申請に基づいて指定する地域内において、知事が消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、身体及び当該者の使用する車両その他の物品を消毒しなければならないこととする。
- 二、患畜又は疑似患畜の埋却等の支援
 - 1 大臣が口蹄疫のまん延防止のために患畜又は疑似患畜（以下「患畜等」という。）の埋却等の支援を行う必要がある地域として指定する地域内に存する患畜等の所有者は、自らこれらの埋却等を行うことが困難な場合は、家畜防疫員に対し、埋却等を求めることができることとする。
 - 2 国は、家畜防疫員が行う患畜等の埋却等の円滑な実施に資するため、埋却用地の確保、埋却

作業に従事する者の派遣等必要な措置を講ずることとする。

三、患畜等以外の家畜の殺処分等

- 1 知事は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）に基づく措置だけでは口蹄疫のまん延防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延防止のためやむを得ない場合は、大臣が口蹄疫のまん延防止のために患畜等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域として指定する地域内において、当該家畜の所有者に対し、期限を定めて、当該家畜を殺処分すべきことを勧告できることとする。
- 2 三1の勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき等において緊急の必要があるときは、知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺処分させることができることとする。
- 3 知事は、三1又は三2の殺処分によって損失を受けた当該家畜の所有者に対し、その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失を補てんしなければならないこととする。

四、大臣の知事に対する指示

大臣は、口蹄疫のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、知事に対し、一の消毒、二の埋却等、三の勧告等に係る措置を実施すべき旨を指示することができることとする。

五、患畜等の所有者等に対する経済的な支援等

- 1 国は、今般の口蹄疫に係る患畜等のと殺の適切かつ確実な実施に資するとともに、当該患畜等の所有者の経済的な支援に資するため、法に基づく手当金の交付のほか、必要な財政上の措置を講ずることとする。
- 2 国は、今般の口蹄疫に関し、都道府県が支弁する衛生資材の購入費等の経費について、当該都道府県が実質的に負担する部分を生じさせないように、必要な措置を講ずることとする。

六、家畜等の移動制限措置等により生じた損失の補てん

国は、今般の口蹄疫のまん延防止のために行われた家畜等の移動制限措置、家畜市場の自主的な開催の停止等により、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少、飼料費等の増加等が生じたときは、その損失を補てんできるよう、必要な措置を講ずることとする。

七、家畜の生産者等の経営及び生活の再建等のための措置

国は、今般の口蹄疫のまん延により、経営及び生活が不安定になっている家畜の生産者をはじめ、畜産関連事業者の経営及び生活の安定を図るため、これらの者に対し、事業の再建等に必要資金の無利子の貸付け、施設の整備等に要する費用の助成等必要な措置を講ずることとする。

八、地域再生のための支援

国及び地方公共団体は、七のほか、今般の口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施できるよう、基金の設置等必要な措置を講ずることとする。

九、施行期日及び法律の失効

この法律は、公布の日から施行するとともに、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととする。

十、検討

政府は、平成24年3月31日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延防止の在り方等の検討を行い、その結果に基づき、法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずることとする。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(衆第27号)

(衆議院 22. 5. 31可決 参議院 5. 31厚生労働委員会付託 未了 ※)

※22. 6. 1 厚生労働委員会可決

【要旨】

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、利用者負担について応能負担が原則であることの明確化、障害者の定義における発達障害者の明示、相談支援体制の充実、障害児支援の強化等を行おうとするものである。

予 算

平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)

(衆議院 22.1.25可決 参議院 1.25予算委員会付託 1.28本会議可決)

【概要】

平成21年12月15日、平成二十一年度第2次補正予算2案が閣議決定された。同補正予算は、デフレ基調が強まるなど景気の先行き不透明感が払拭されない中、12月8日に決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を実施するとともに、平成二十一年度第1次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額等を行うために編成された。

歳出面では、明日の安心と成長のための緊急経済対策費として、雇用6,140億円、環境7,768億円、金融1兆1,742億円、住宅投資4,000億円、生活の安心確保7,849億円、地方支援3兆4,515億円（地方交付税交付金の減額分の補てんを含む）等が計上される一方、既定経費の減額として、平成二十一年度第1次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額2兆6,969億円、税収減に伴う地方交付税の減額2兆9,515億円、経済緊急対応予備費の減額1,500億円、予備費の減額1,000億円等が行われている。

歳入面では、租税及印紙収入が9兆2,420億円減額、その他収入が154億円減額される一方、公債金については、建設国債1,000億円、特例国債9兆2,420億円、合わせて9兆3,420億円増発されることとなった。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加846億円を加えた補正後の規模は、102兆5,582億円となった。

平成二十一年度第2次補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 明日の安心と成長のための緊急経済対策費	72,013	1. 租税及印紙収入	△ 92,420
(1) 雇用	6,140	2. 政府資産整理収入	△ 234
(2) 環境	7,768	3. 雑収入	80
(3) 金融	11,742	4. 公債金	93,420
(4) 住宅投資	4,000	公債金	1,000
(5) 生活の安心確保	7,849	特例公債金	92,420
(6) 地方支援	34,515		
2. その他の経費	2,274		
3. 平成21年度第1次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額	△ 26,969		
4. 地方交付税交付金の減額	△ 29,515		
5. 経済緊急対応予備費の減額	△ 1,500		
6. 予備費の減額	△ 1,000		
7. その他既定経費の不用額の減額	△ 14,457		
歳出計	846	歳入計	846

平成二十二年度一般会計予算

平成二十二年度特別会計予算

平成二十二年度政府関係機関予算

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.2予算委員会付託 3.24本会議可決)

【概要】

平成21年8月の第45回衆議院議員総選挙の結果、民主党、社会民主党、国民新党からなる鳩山連立内閣が発足した。連立政権による政策のバックボーンの一つとなった民主党のマニフェスト（政権公約）では、22年度以降、4年間にわたる工程表が掲げられ、子ども手当・出産支援、公立高校の実質無償化、年金制度の改革、医療・介護の再生、農業の戸別所得補償の実施など総額16.8兆円（初年度7.1兆円）の財源が必要と見込まれた。こうした財源については、公共事業の全面的な見直し、補助金改革、独立行政法人等への支出の見直しなど、国の総予算（一般会計と特別会計の純計）207兆円を全面的に組み替える（見直す）とともに、いわゆる「埋蔵金」や国の資産の活用などで、捻出することとされた。

その後、新政権での予算編成は、二十一年度第1次補正予算の見直しと二十二年当初予算の編成を並行して行う形で行われた。まず、補正予算の見直しでは、約3兆円規模の予算の凍結・執行停止を行うこととなった。他方、二十二年当初予算の編成については、「平成22年度予算編成の方針について」が決定され、(1)予算の年内編成のほか、(2)前政権下で策定された概算要求基準の廃止、(3)マニフェストを踏まえた新たな予算要求の再提出（10月15日まで）等が掲げられた。再提出後の概算要求額は95兆円に上り、過去最高額となった。その後、査定作業は、行政刷新会議での事業仕分けの実施などにより、各省庁の要求の洗い直し等を経て、予算編成は大詰めを迎えることとなった。

他方、我が国経済は、平成21年春頃より、新興国経済の回復に伴う輸出の持ち直しや、エコカー減税等の消費刺激策の実施等により実質成長率がプラス基調となるなど、ようやくリーマンショック後の最悪期を脱し、景気は持ち直しの動きを見せ始めた。しかし、依然として中小企業の業況は厳しく、また、失業率も高い水準が続くなど、景気は予断を許さない状況が続いた。21年秋には、いわゆる「ドバイショック」が発生し、国際金融市場に再び不安感が漂うほか、国内では、生活実感に近い名目成長率のマイナスが続く中、デフレ基調が強まるなど、我が国経済の先行きについては二番底や踊り場を懸念する見方も多く見られた。こうした中、12月8日には「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が決定され、12月15日には緊急経済対策の実施と第1次補正予算の執行見直しによる執行停止額の減額等を行うための二十一年度第2次補正予算が決定された。そして、平成二十二年度総予算3案は、21年12月25日に閣議決定された。

平成二十二年度予算は、(1)「コンクリートから人へ」の理念に立ち、税金の使い途を徹底的に見直し、予算の中身を抜本的に変革する、(2)事業仕分けの評価結果の厳格な反映によって不要不急の歳出の削減を行う、(3)特別会計について聖域なき見直しを断行した上で税外収入を確保し、これを最大限活用する、(4)国債発行額を、前政権が編成した平成二十一年度第1次補正予算後の国債発行額である約44兆円以内に抑えること等を基本方針として編成された。

平成二十二年度予算の一般会計予算規模は、対前年度当初予算比4.2%増の92兆2,992億円と4年連続して増加し、当初予算としては初めて90兆円を超え過去最大の規模となった。政策的経費である一般歳出は53兆4,542億円、同3.3%増となり、当初予算としては過去最大規模となった。

地方交付税等は17兆4,777億円、同5.5%増となり、4年連続の増加となった。原資となる国の税収が景気悪化に伴い大幅に落ち込む中、前年度当初と比べ出口ベースで約1.1兆円の増額となった。また、国債費は20兆6,491億円、同2.0%増となり、2年連続の増加となった。なお、長期金利の想定は2.0%と前年度と同じ水準に据え置かれた。

一般歳出の内訳は、社会保障関係費が27兆2,686億円、同9.8%増で、一般歳出に占める比率は51%と初めて50%を超えた。子ども手当の給付に係る国庫負担（社会保障関係費分1.5兆円）が計上されたほか、医療費では診療報酬が全体としては10年ぶりのプラス改定となり、また、財政悪化が

指摘される協会けんぽへの国庫負担なども厚めの予算配分が行われた。

文教及び科学振興費は、科学技術振興費がマイナスとなる一方、高校の実質無償化や教職員定数の300人純増等により5兆5,860億円、対前年度当初予算比5.2%増となった。また、食料安定供給関係費が農業の戸別所得補償（モデル事業の実施）等で1兆1,599億円、同33.9%増、中小企業対策費は資金繰り支援の強化などで1,911億円、同1.1%増などとなった。

他方、公共事業関係費は5兆7,731億円、同18.3%減と6兆円を割り込み、昭和53年度以来32年ぶりの低水準となった。道路、港湾、空港など2ケタの大幅減となったが、新幹線関連の予算は前年度当初予算と同額が計上された。なお、地方自治体向け補助金等については、既存の補助金を統合する形で、対象事業をより緩やかにした「社会資本整備総合交付金」が創設される。防衛関係費は4兆7,903億円、同0.3%増となったが、職員に対する子ども手当の予算を除くと同0.2%のマイナスとなった。また、経済協力費は5,822億円、同7.5%減、ODA予算は6,187億円、同7.9%減となり、ODA予算は11年連続のマイナスとなった。なお、予備費は、通常の予備費3,500億円とは別に、経済危機対応・地域活性化予備費1兆円が設けられ、前年度に計上された経済緊急対応予備費1兆円は廃止された。

「コンクリートから人へ」の理念の下、子ども手当、高校無償化等マニフェスト関連や中小企業の資金繰り対策等景気への配慮にかかわる分野に手厚い予算配分が行われる一方、公共事業費等は大幅な削減が行われることとなり、一般歳出の主要経費でみると、社会保障関係費、文教及び科学振興費、食料安定供給関係費、中小企業対策費などで増加し、他方、公共事業関係費、経済協力費などで大幅に減少することとなった。

歳入では、一般会計税収は37兆3,960億円、同18.9%減となった。景気低迷が続く中、法人税収が大幅に減少するほか、所得税、消費税も低迷が見込まれることから、税収は、当初予算としては、昭和60年度以来の40兆円割れとなった。その他収入は、10兆6,002億円、同15.8%増となった。財政投融资特別会計からの特例的な繰入（4兆7,541億円）のほか、外為特会の剰余金（2兆8,507億円、特例的繰入を含む）など特別会計からの剰余金等の繰入のほか、公益法人や独立行政法人等の基金等からの返納が約1兆円に上った。公債金は44兆3,030億円で前年度当初より11兆90億円増加し、当初予算としては、戦後初めて国債発行額が税収を上回った。公債依存度は48.0%となり、前年度当初（37.6%）より大幅に上昇した。

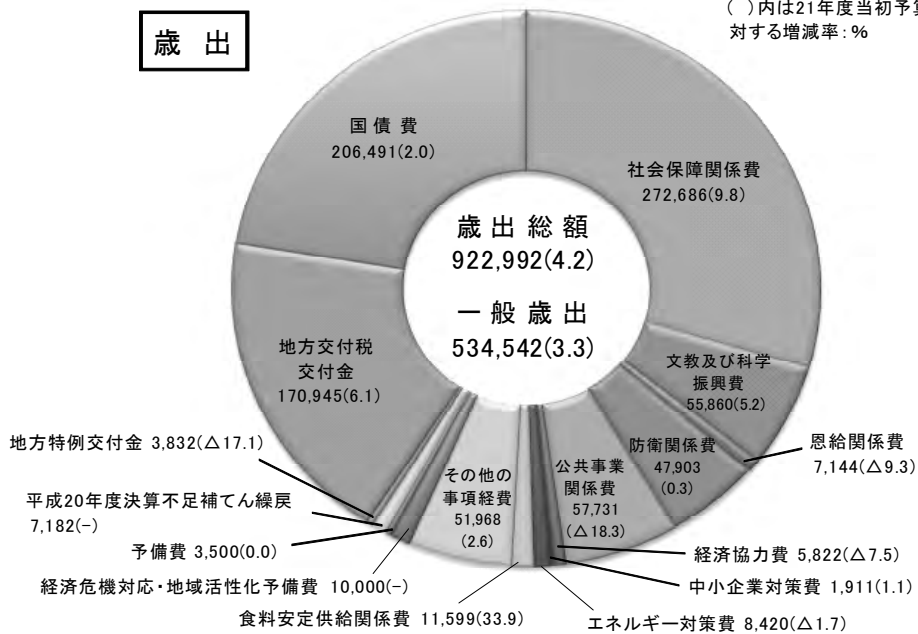
基礎的財政収支（一般会計）は23.7兆円の赤字で、前年度の13.1兆円から赤字幅が更に拡大した。また、国と地方の長期財務残高は862兆円、対GDP比181.5%が見込まれている。

マニフェスト関連の施策としては、次年度以降、子ども手当の拡充、農業の戸別所得補償の本格実施などが予定されるが、どのようにして財源調達を行うのか、施策自体の見直しも含め、今後の政府の対応が注目されている。

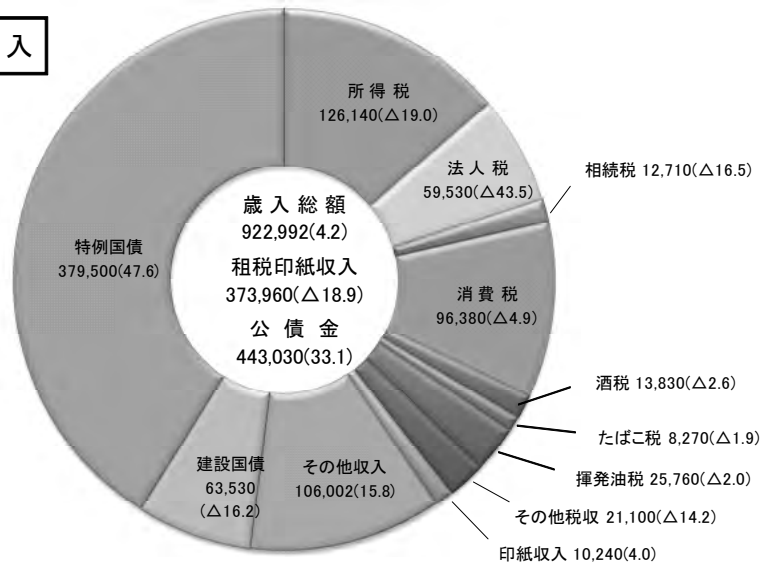
平成22年度一般会計予算の内訳

単位: 億円
()内は21年度当初予算に対する増減率: %

歳 出



歳 入



資料) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 22.4.6承認 参議院 4.20外交防衛委員会付託 4.23本会議承認)

【要旨】

政府は、2006年（平成18年）12月にロシア連邦政府との間で刑事共助条約の締結交渉を開始し、その結果、条約案文について最終合意をみるに至り、2009年（平成21年）5月12日に東京において、この条約の署名が行われた。この条約は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。
- 二、共助には、①証言、供述又は物件の取得、②人、物件又は場所の見分、③人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、④被請求国の立法機関、行政機関、司法機関その他の国家機関又は地方公共団体の保有する物件の提供、⑤ある者に対する請求国における出頭の招請の伝達又はある者に対して請求国における出頭を求める文書の送達、⑥被請求国の領域において拘禁され又は刑に服している者の一時的な身柄の移送であって、証言の取得その他の共助の請求に示された目的のためのもの、⑦刑事手続に関する文書（⑤の文書を除く。）の送達、⑧犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、⑨被請求国の法令に反しないその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含む。
- 三、この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者を、ロシア連邦はロシア連邦法務省及びロシア連邦最高検察庁を、それぞれ指定する。この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。
- 四、被請求国の中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。
- 五、この条約は、批准書の交換の日の後90日目の日に効力を生ずる。

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 22.4.6承認 参議院 4.20外交防衛委員会付託 4.23本会議承認)

【要旨】

政府は、2009年（平成21年）4月に欧州連合との間で刑事共助協定の締結交渉を開始し、その結果、協定案文について最終合意をみるに至り、同年11月30日にブリュッセルにおいて、先方、当時の欧州連合議長国であるスウェーデンの法務大臣により、及び同年12月15日に東京において、我が方外務大臣により、この協定の署名が行われた。この協定は、前文、本文31箇条、末文及び附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、被請求国は、請求国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続（司法手続を含む。）についてこの協定の規定に従って共助を実施する。
- 二、共助には、①証言又は供述の取得、②映像及び音声の送受信による通話（ビデオ会議）を通じた聴取を可能とすること、③物件の取得、④銀行口座に関する記録、文書又は報告の取得、⑤人、物件又は場所の見分、⑥人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、⑦被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供、⑧文書の送達及びある者に対する請求国における出頭の招請の伝達、⑨拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の立証の目的のためのもの、⑩収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに

関連する手続についての共助、⑪被請求国の法令により認められるその他の共助であって日本国と欧州連合加盟国との間で合意されたものを含む。

三、この協定に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者を、欧州連合加盟国は附属書Ⅰに掲げる各国の当局を、それぞれ指定する。この協定に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

四、被請求国は、請求された共助の実施により自国の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合等には、共助を拒否することができる。なお、請求国の法令の下で死刑を科し得る犯罪に関する共助の実施については、そのための条件に関し被請求国と請求国との間で合意がある場合を除くほか、被請求国は、当該実施により自国の重要な利益が害されるおそれがあると認めることができる。

五、この協定は、日本国及び欧州連合が、この協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 22. 4. 6承認 参議院 4. 20外交防衛委員会付託 4. 23本会議承認)

【要旨】

我が国は、欧州評議会が作成した刑を言い渡された者の移送に関する条約に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の要件の下で外国人受刑者の母国への移送を実施することが可能となっているが、タイ側は同条約に加入しない方針をとっており、両国間で受刑者の移送を実施するため、我が国にとって初めての二国間の受刑者移送条約となるこの条約の交渉を開始し、交渉の結果、2009年(平成21年)7月にタイのプーケットにおいて署名された。この条約は、タイにおいて刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服しているタイ人受刑者を母国に移送するための手続等について定めるものであり、前文、本文12箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、移送国の領域に所在する刑を言い渡された者については、その言い渡された刑に服させるため、この条約に従い受入国の領域に移送することができる。

二、刑を言い渡された者については、当該者が受入国が定める受入国の国民であること、当該者が移送国の刑事施設において拘禁刑に服していること、移送国及び受入国が移送に同意していること、当該者が移送に同意していること等の条件がすべて満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

三、刑を言い渡された者についての移送の要請は、当該者がタイの法令に基づき特定の犯罪について刑を言い渡されている場合、判決が確定していない場合、当該者の移送がいずれかの締約国の主権等を害するおそれがある場合等には、この条約に基づいて拒否される。

四、移送国は、その裁判所が言い渡した判決及び当該判決の変更又は取消しに関する手続について、また、特赦等を認めること等について専属的な管轄権を保持する。

五、移送後の刑の執行の継続は受入国の法令及び手続により規律される。受入国は移送国において決定された刑の法的な性質及び期間に拘束される。受入国はいかなる刑も移送国の裁判所が決定した刑期を超えるような方法で執行してはならず、受入国により執行されるべき刑は移送国の裁判所が決定した刑にできる限り合致させるものとする。

六、この条約は、批准されなければならない、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 22. 4. 22承認 参議院 5. 12外交防衛委員会付託 5. 19本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とバミューダとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行うための枠組みを定めるとともに、両国間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、2010年（平成22年）2月1日にロンドンで署名されたものである。この協定は、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は所得に対する租税等に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。
- 二、情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）の権限のある当局は、要請に応じて情報を提供する。
- 三、被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者（以下「要請者」という。）に提供するためにすべての関連する情報収集のための措置をとる。
- 四、各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。
- 五、要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、所定の情報を提供しなければならない。
- 六、被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報の提供を拒否することができる。
- 七、この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、租税の賦課、徴収等に関与する者又は当局であって、当該一方の締約者内にあるものに対してのみ開示することができる。
- 八、一方の締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約者においてのみ課税することができる。
- 九、この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 22. 4. 13承認 参議院 4. 26外交防衛委員会付託 5. 12本会議承認)

【要旨】

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、2009年（平成21年）11月以降、現行租税協定の情報交換に係る規定（第26条）を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税協定を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、2010年（平成22年）2月4日にシンガポールにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文2箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行租税協定第26条を改め、両締約国の権限のある当局が、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。
- 二、各締約国は、他方の締約国に対し、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日

に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 22.4.13承認 参議院 4.26外交防衛委員会付託 5.12本会議承認)

【要旨】

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、2009年(平成21年)12月以降、現行租税協定の情報交換に係る規定(第25条)を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税協定を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、2010年(平成22年)2月10日にプトラジャヤにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文3箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行租税協定第25条を改め、両締約国の権限のある当局が、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。
- 二、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 22.4.13承認 参議院 4.26外交防衛委員会付託 5.12本会議承認)

【要旨】

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、2009年(平成21年)11月以降、現行租税条約の情報交換に係る規定(第26条)を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税条約を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、2010年(平成22年)1月26日にブリュッセルにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文3箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行租税条約第26条を改め、両締約国の権限のある当局が、条約の規定の実施又は両締約国若しくは日本国の地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。
- 二、各締約国は、他方の締約国に対し、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 22.4.13承認 参議院 4.26外交防衛委員会付託 5.12本会議承認)

【要旨】

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に

消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、2009年（平成21年）12月以降、現行租税条約の情報交換に係る規定（第28条）を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税条約を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、2010年（平成22年）1月25日にルクセンブルクにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文3箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行租税条約第11条4を改め、ルクセンブルク及び日本国の利子免税対象機関としての「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」に該当する機関について所要の修正を加える。
- 二、現行租税条約第28条を改め、両締約国の権限のある当局が、条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。
- 三、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 22.4.22承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.19本会議承認)

【要旨】

この条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とクウェートとの間で課税権を調整するものであり、2010年（平成22年）2月17日にクウェートで署名されたものである。

この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税される。
- 四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の主体（政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。
- 七、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。
- 八、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 九、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。
- 十、匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法令に従って課税することができる。
- 十一、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。
- 十二、両締約国が課するすべての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 十三、この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号) (先議)

(参議院 22. 4. 5外交防衛委員会付託 4. 14本会議承認 衆議院 5. 27承認)

【要旨】

この協定は、我が国とアイルランドとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2009年（平成21年）3月に両政府間で協定の締結交渉を開始した結果、協定案文について最終的な合意に達したので、同年10月29日にダブリンにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、アイルランドについては、国家年金（拠出制）、国家年金（移行）、寡婦・寡夫年金（拠出制）、障害年金、保護者給付（拠出制）、死別手当金並びに雇用及び自営活動に関する保険料の納付義務に関する社会福祉法及び同法に基づいて定めた規則について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用されるとともに、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。
- 五、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号) (先議)

(参議院 22. 4. 5外交防衛委員会付託 4. 14本会議承認 衆議院 5. 27承認)

【要旨】

我が国とマカオとの間の定期航空路線の開設については、マカオから提起された航空協定締結の要望及び近年の両者間の人的交流の拡大を踏まえ交渉を行った結果、2010年（平成22年）2月10日にマカオにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とマカオとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す付表から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約者の航空企業は、他方の締約者の協定地域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の協定地域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 二、一方の締約者の指定航空企業は、付表に定める路線（特定路線）において、他方の協定地域内の地点に着陸して定期的に両者間の貨客を運送するとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の協定地域内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 三、一方の締約者の指定航空企業は、他方の空港等の施設使用料金につき最恵国待遇及び内国民待

遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等についての関税等を免除される。

四、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要のうち当該指定航空企業を指定した締約者の協定地域発着の貨客を運送することを主目的とする。

五、各締約者の航空当局は、自らの協定地域から出発する協定業務の運賃を認可する権利を有するが、他方の協定地域から出発する協定業務の運賃について一方的な措置をとってはならない。

六、両締約者は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法行為等を防止するため、適当な措置をとるとともに、緊急事態においては他方の指定航空企業の運航を停止させることができる。

七、一方の締約者は、他方に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自らの協定地域内において当該他方の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができる。また、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の指定航空企業の運航を停止させることができる。

八、両締約者の指定航空企業が両方向に運営することのできる路線は、日本側は「日本国内の地点―マカオ―後に特定される地点」、マカオ側は「マカオ―日本国内の地点」とする。

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号) (先議)

(参議院 22. 4. 12 外交防衛委員会付託 4. 21 本会議承認 衆議院 6. 16 承認)

【要旨】

この協定は、国際的な人の移動の問題を専門に扱う国際機関である国際移住機関が我が国において一層円滑に活動を行う環境を整備するため、我が国と国際移住機関との間の特権及び免除に係る協定の締結に向けた交渉を行った結果、2010年（平成22年）2月にスイスのジュネーブにおいて署名された。この協定は、前文、本文5箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、国際移住機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員は、千九百四十七年の専門機関の特権及び免除に関する条約の一部規定に基づき専門機関並びにその加盟国の代表者及び職員（専門機関の事務局長を含む。）に与えられる特権及び免除を享有する。

二、協定に規定する特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府において認める場合には、国際移住機関は、要請により日本国政府と協議する。その協議により両締約者にとって満足な結果が得られない場合には、その問題は、三の手續に従って解決される。

三、協定の解釈若しくは適用に関する両締約者の間の紛争等で、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、両締約者がそれぞれ任命する仲裁人及びこれらの2人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の3人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託する。仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、両締約者を拘束する。

四、協定の改正に関する協議は、日本国政府又は国際移住機関のいずれか一方の要請によって行われる。いずれの改正も、両締約者の間の合意によって行われる。

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件(閣条第13号) (先議)

(参議院 22. 4. 12 外交防衛委員会付託 4. 21 本会議承認 衆議院 6. 16 承認)

【要旨】

この憲章は、再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的とする国際機関として国際再生可能エネルギー機関を設立することについて定めるものであり、2009年（平成21年）1月にドイツのボンで開催された設立会合において採択された。この憲章は、前文、本文20箇条及び末文並びに憲章の不可分の一部を成す宣言から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この憲章の締約国は、国際再生可能エネルギー機関（以下「機関」という。）を設立する。

二、機関は、あらゆる形態の再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及びその利用が持続可能であることを促進する。

- 三、この憲章において、「再生可能エネルギー」とは、バイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風エネルギー等、再生することが可能な資源から持続可能な状態で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいう。
- 四、機関は、再生可能エネルギーに関する技術の卓越した拠点として、特に加盟国の利益のため、主な活動として、再生可能エネルギーに関する実例を分析し、把握し、及び体系化すること、加盟国の要請に応じ、政策上の助言及び援助を当該加盟国に対して提供すること、適切な知識及び技術の移転を強化し、並びに加盟国における地域的な能力の開発を促進すること等を行う。
- 五、機関は、事務局が作成し、理事会が検討し、総会が採択した年間の作業計画に基づき、活動を実施する。
- 六、機関の主要な組織として、総会、理事会及び事務局を設置する。
- 七、機関の予算は、総会が採択する財政規則に従い、国際連合の分担率に基づき総会が決定する加盟国の義務的な分担金、任意の拠出金その他の財源を財源とする。
- 八、機関は、国際法上の法人格を有するものとし、加盟国の領域内で及びその国内法令に従うことを条件として、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な国内における法律上の能力を享有する。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

(衆議院 22. 4. 22承認 参議院 5. 12外交防衛委員会付託 5. 19本会議承認)

【要旨】

ウラン確認埋蔵量が世界第2位のカザフスタン共和国と我が国との間で、今後、核物質、原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、両政府は原子力協定交渉を開始することで一致し、その後、2007年（平成19年）より鋭意交渉を行った結果、2010年（平成22年）3月2日に東京においてこの協定の署名が行われた。この協定は、原子力の平和的利用に関する両国間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、前文、本文14箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の供給並びに協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法で行うことができる。
- 二、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
- 三、前記二の義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。
- 四、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。
- 五、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。
- 六、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。
- 七、各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 22. 3. 26承認 参議院 3. 29総務委員会付託 3. 31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,786億円、事業支出は6,847億円であって、61億円の収支不足となる。

この不足額については、前年度までの繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

平成22年度は、3か年経営計画の2年目として、放送の自主自律の堅持、公正・公平で信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、多様化する視聴者の期待にこたえる情報番組や地域放送の充実、国際放送による日本とアジアの情報発信の強化、視聴者からの信頼を高めるための組織改革、構造改革の推進と取材・制作体制の強化による効果的かつ効率的な業務運営、受信料制度への理解促進と公平負担に向けた取組強化、効率的な契約収納活動の推進、デジタルテレビジョン放送の普及、デジタル時代の新たなサービスの開発・充実等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,146億円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額7,175億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、国民の意見・要望等を踏まえて着実に遂行すべきものと認められるが、その実施に当たっては、国民の目線に立つことを基本とし、経営改革においても十分な情報公開と国民の意見の反映に努めることで、国民の知る権利にこたえ、健全な民主主義の発達のための言論の自由と国民の権利保障に積極的な役割を果たすことを期待する旨の意見が付されている。

【附帯決議】(22. 3. 30総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、協会は、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底に努めるとともに、職員の一人一人が、視聴者の視点に立ち、公共放送に携わる者としての高い倫理意識を確立するよう、組織一体となって改革に取り組むこと。

二、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底を図るとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。また、政府においても、憲法及び放送法において保障されている表現の自由、報道の自由を確保すること。

三、経営委員会は、協会の業務執行の監督及び経営に関する意思決定機関として、その重い職責を担うものであることを認識し、国民・視聴者から信頼される公共放送の発展のために一層の努力を行うこと。また、政府においては、委員の人選の在り方について広く研究を行うこと。

四、協会は、受信料の不払い・未契約の割合が依然として全体の3割近い現状にかんがみ、引き続き、あらゆる対策を講じて国民・視聴者の理解を得て、未払い・未契約等の減少に努め、受信料の公平負担を図ること。あわせて、受信料収入に対する収納経費の比率がいまだに高い水準にあることから、地域スタッフの業務にも配慮しつつ、今後も契約収納業務の効率化を更に進め、経費削減に努めること。また、経営計画で掲げた平成24年度からの受信料収入の国民・視聴者への還元の実現に向け、受信料体系の在り方について広く国民の意見を聴きながら総合的な検討を行うこと。

- 五、協会が行う外国人向けテレビ国際放送については、我が国の文化・産業等に係る情報発信を通じて、我が国に対する正しい理解とイメージの向上及び国際親善の増進等に資するよう、番組内容の充実に努めること。また、多額の経費が投じられていることにかんがみ、その費用対効果について、評価・検証するとともに、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務の体制及び放送の内容に対する不断の見直しを行うこと。
- 六、協会は、地上放送の完全デジタル化に向け先導的な役割を果たすとともに、政府は、デジタル放送に対応した受信機器の普及促進、共聴施設の改修等の支援などあらゆる対策を講じ、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。
- 七、協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。また、協会と子会社等との取引については、競争契約の比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報開示に努めること。
- 八、協会は、地域の活性化に資するよう、地域からの情報発信強化等地域放送の充実に努めること。また、災害時等において、各種の警報等を伝達し、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制の更なる充実・強化に努めること。
- 九、高齢者、障害者にかかわるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充と番組内容の充実に努めること。
- 十、協会は、番組アーカイブ業務については、その収支が当初見通しを達成していないことにかんがみ、一般勘定からの借入金によることなく運営できるよう、提供する番組の見直し・拡充、利便性の向上等に取り組み、早期の収支改善を図ること。
- 右決議する。

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 未了)

【要旨】

本件は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置しようとするものである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 22.5.20承認 参議院 5.21国土交通委員会付託 5.28本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成22年4月9日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成23年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成23年4月13日までの間。

三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)

(衆議院 22. 5. 27承認 参議院 5. 31経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

北朝鮮へのすべての貨物の輸出及び北朝鮮からのすべての貨物の輸入につき、平成22年4月14日から平成23年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求める。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第173回国会閣承認第1号)

(衆議院 22. 3. 23承認 参議院 3. 23経済産業委員会付託 3. 26本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成21年4月10日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成21年4月14日から平成22年4月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第173回国会閣承認第2号)

(衆議院 22. 3. 23承認 参議院 3. 23経済産業委員会付託 3. 26本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成21年6月16日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成21年6月18日から平成22年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物について経済産業大臣の輸出承認義務を課する措置及び北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から21年12月22日までの間に使用を決定した金額は626億円で、その内訳は、①新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費280億円、②新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費213億円、③母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費57億円などである。

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額9,924億円のうち、平成21年12月15日から22年1月20日に使用を決定した金額は50億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費50億円、②農業共済再保険特別会計農業勘定における農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費0.3億円である。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成21年6月30日から21年11月27日までの間に決定した経費増額総額は390億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額138億円、②社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額130億円などである。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成22年2月23日から22年3月26日までの間に決定した経費増額総額は125億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額118億円、②国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額6億円である。

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった7,181億円について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定によりその不足を補てんするため決算調整資金から同額を一般会計歳入に組み入れた。なお、組入れの際、決算調整資金に属する現金がなかったので、決算調整資金に関する法律附則第2条第1項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金の組入れを行った。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から21年3月17日までの間に使用を決定した金額は297億円で、その内訳は、①賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費71億円、②年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費65億円、③国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費56億円などである。

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成20年6月27日から20年11月21日までの間に決定した経費増額総額は427億円で、その内訳は、①社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額114億円、②社会資本整備事業特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額105億円などである。

決算その他

平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書

（衆議院 継続審査 参議院 第173回国会21.11.30決算委員会付託 審査未了）

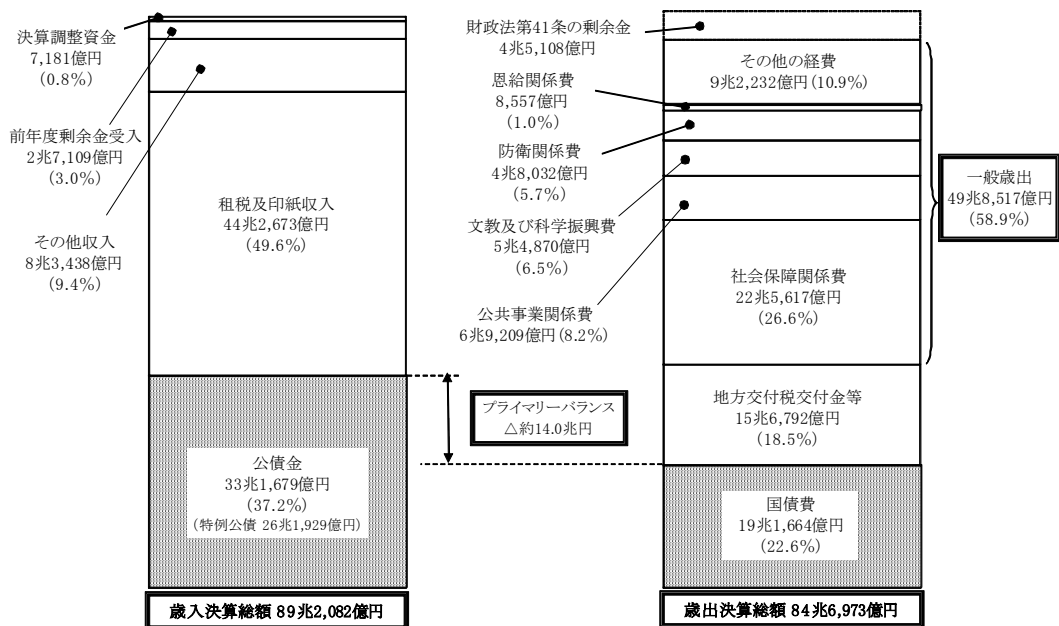
平成二十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆2,082億円、歳出決算額は84兆6,973億円であり、差引き4兆5,108億円であるが、この額から21年度への繰越歳出予算財源4兆5,108億円を控除すると皆無となり、その結果、20年度の新規発生剰余金は生じないこととなった。また、歳入決算総額には、決算調整資金からの組入額7,181億円が含まれており、20年度一般会計歳入歳出決算上、同額の不足額が生じており、13年度決算以来、7年度ぶりのいわゆる歳入欠陥となっている。

平成二十年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は387兆7,395億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は359兆1,982億円である。

平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆1,857億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は55兆5,283億円であるため、差引き6,573億円の剰余を生じた。

平成二十年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆8,248億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆7,847億円である。

〈平成二十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



（資料）「平成20年度 決算の説明」より作成

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 第173回国会21.11.30決算委員会付託 審査未了）

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書における20年度中の国有財産の差引純減少額は2兆7,986億円、20年度末現在額は102兆3,690億円である。

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 第173回国会21.11.30決算委員会付託 審査未了）

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書における20年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は27億円、20年度末現在額は1兆886億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成20年度決算書類である。この決算書類によれば、NHK全体の平成20年度末における資産、負債及び純資産の状況については、資産総額8,224億円に対し、負債総額は2,732億円、純資産総額は5,492億円である。

また、当年度中の損益の状況については、経常事業収入6,624億円に対し、経常事業支出は6,309億円、差引き経常事業収支差金は314億円であり、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は262億円である。このうち、資本支出充当は33億円、事業収支剰余金は229億円である。